

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和元年9月

神戸市人事委員会

人委調第302号  
令和元年9月24日



神戸市会議長 安達 和彦 様

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市人事委員会

委員長 芝原 貴文

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、職員の人事管理について別紙第3のとおり報告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置を執られるよう要望します。



## 目 次

### 別紙第1 職員の給与に関する報告

	頁
1 報告の概要 .....	1
2 本市職員と民間企業の従業員の給与比較 .....	2
3 結び .....	10
(参考) 人事院勧告の概要 (給与勧告の骨子) .....	12

### 別紙第2 勧告 .....

14

### 別紙第3 職員の人事管理に関する報告

1 組織風土の改革 .....	15
2 人材の確保及び育成 .....	15
3 働き方改革と勤務環境の整備 .....	18
4 高齢期雇用 .....	20
5 結び .....	21
(参考) 人事院報告の概要 (公務員人事管理に関する報告の骨子) .....	22

### 参考資料

参考資料目次 .....	25
第1部 市職員給与等の実態 .....	26
第2部 民間給与等の実態 .....	49
第3部 労働経済指標 .....	64
(参考) 給与報告・勧告の手順 .....	66



## 職員の給与に関する報告

### 1 報告の概要

給与報告・勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられており、本市職員の給与を社会一般の情勢に適応させる機能を有している。この制度は、人材の確保や労使関係の安定、そして円滑な行政運営維持の基盤となっている。

近年の勧告では、平成 26 年度以降、景気回復の影響が市内の民間企業にも及び、多くの企業において賃金引上げの動きがみられたことから、同年度以降、月例給、特別給とも 5 年連続の引上げとなった。

本年度の民間給与実態調査は、例年と同様の方法により、民間の本年 4 月分の給与及び昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支給された特別給を詳細に調査した。

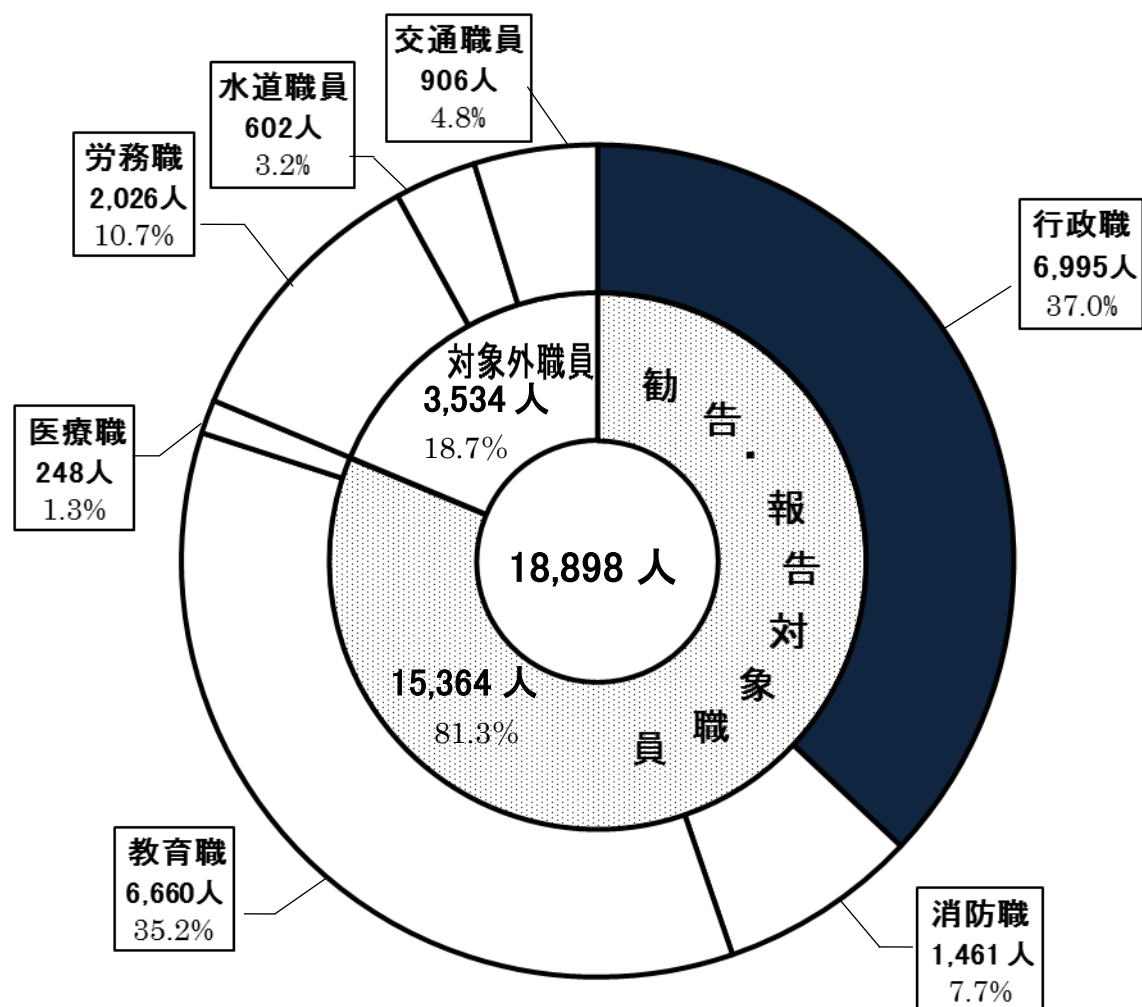
この結果をもとに、本市職員の給与と民間企業の給与を比較したところ、月例給については、職員の給与が民間の給与を 240 円 (0.06%) 下回っており、その較差解消のため、引上げを勧告することとした。また特別給についても、本市職員の特別給の年間支給月数が民間事業所の支給月数を下回っているため、0.05 月分の引上げを勧告することとした。

## 2 本市職員と民間企業の従業員の給与比較

### (1) 職員の給与の状況

本委員会は、本年4月現在における本市職員の給与等について把握するため、職員給与実態調査を実施した。勧告対象職員は、一般職の職員のうち行政職、消防職、教育職、医療職（計15,364人）である。

図1 給料表別職員数



(参考資料 p.26,p.27 参照)

#### 勧告対象外職員について

労務職、水道職員及び交通職員については、団体協約締結権を有しているため、労働基本権制約の代償措置である給与勧告の対象外となっている。

また、行政職職員から平成 31 年 4 月の新規採用者等を除いた較差比較対象職員は、6,718 人で、給与の状況は第 1 表に示すとおりである。

第 1 表 職員の給与等の状況（較差比較対象職員）

項 目		令和元年度	(参考)平成 30 年度
平均 給 与 月 額	給 料	327,340円	327,601円
	扶 養 手 当	8,930円	8,911円
	地 域 手 当	41,599円	41,627円
	管 理 職 手 当	10,307円	10,191円
	住 居 手 当 等	5,390円	5,776円
	合 計	393,566円	394,106円

(注) 住居手当等とは、住居手当と単身赴任手当の合計額である。

(参考：行政職職員の状況)

項 目		令和元年度	(参考)平成 30 年度
職 員 数		6,995人	7,083人
平 均 年 齢		41.1歳	41.0歳
平均勤続年数		17.7年	17.6年
平均扶養親族数		0.78人	0.78人
男女別構成比		男性57.6% 女性42.4%	男性57.6% 女性42.4%
学 歴 別 構 成	大 学 卒	72.7%	71.7%
	短 大 卒	8.2%	8.8%
	高 校 卒	18.7%	19.1%
	中 学 卒	0.4%	0.4%



## (2) 民間事業所の給与の状況

本委員会は、本市職員と神戸市内の民間企業の従業員の給与水準を比較するため、人事院等と共同で「2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査は、正規の従業員数が企業全体で50人以上、かつ、支店等の事業所単位で50人以上である民間の事業所を調査対象事業所として、全国統一の内容、方法で行ったものである。（参考資料 p.49 参照）

### ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、第2表に示すとおり、昨年度に比べて大学卒、高校卒ともに減少しており、初任給を据え置いた事業所の割合が最も大きくなっている。

第2表 民間における初任給改定の状況 (単位：%)

	増額	据置き	減額
大学卒	41.1 (44.6)	56.7 (55.1)	2.2 (0.3)
高校卒	41.3 (43.3)	58.7 (56.7)	0.0 (0.0)

(注) 1 増額、据置き、減額は、採用ありと答えた事業所を100としたときの割合である。

2 ( ) 内は、昨年度の数値である。

### イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所は、第3表に示すとおり、昨年度に比べて減少し、ベースアップを中止した事業所は、昨年度に比べて増加している。

第3表 民間におけるベース改定の実施状況 (単位：%)

	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係員	32.3 (36.3)	16.0 (14.7)	0.5 (0.0)	51.2 (49.0)
課長級	26.6 (28.2)	18.2 (14.8)	0.6 (0.0)	54.6 (57.0)

(注) ( ) 内は、昨年度の数値である。

次に、定期昇給を実施した事業所は、第4表に示すとおり、昨年度に比べて増加している。また、昇給額については、昨年度と比べて増額した事業所、減額した事業所ともに増加している。

第4表 民間における定期昇給の状況

(単位：%)

	定昇制度あり						定昇 制度 なし
	定昇 実施	定昇			定昇 停止		
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	91.6 (88.6)	90.9 (85.5)	29.9 (28.0)	6.9 (0.5)	54.1 (57.0)	0.7 (3.1)	8.4 (11.4)
課長級	88.1 (78.8)	87.3 (77.1)	27.0 (23.6)	5.8 (0.5)	54.5 (53.0)	0.8 (1.7)	11.9 (21.2)

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

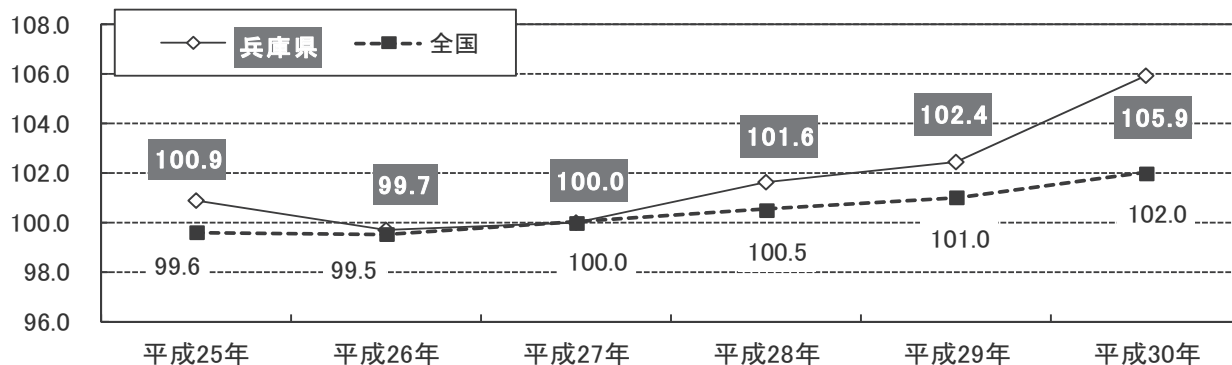
2 ( ) 内は、昨年度の数値である。

### (3) 賃金・雇用情勢等

#### ア 民間賃金指標の動向

「毎月勤労統計調査」(厚生労働省・兵庫県)によると、図2に示すとおり、所定内給与の指数(平成27年暦年平均=100)は、平成30年平均は全国で102.0と昨年より1.0ポイント上昇している。また、兵庫県も105.9と昨年より3.5ポイント上昇している。参考までに、直近の平成31年4月においては、兵庫県は107.1で、前年同月(106.9)より0.2ポイント上昇しており、全国は103.0で、前年同月(102.8)より0.2ポイント上昇している。

図2 賃金水準の動向(暦年平均)

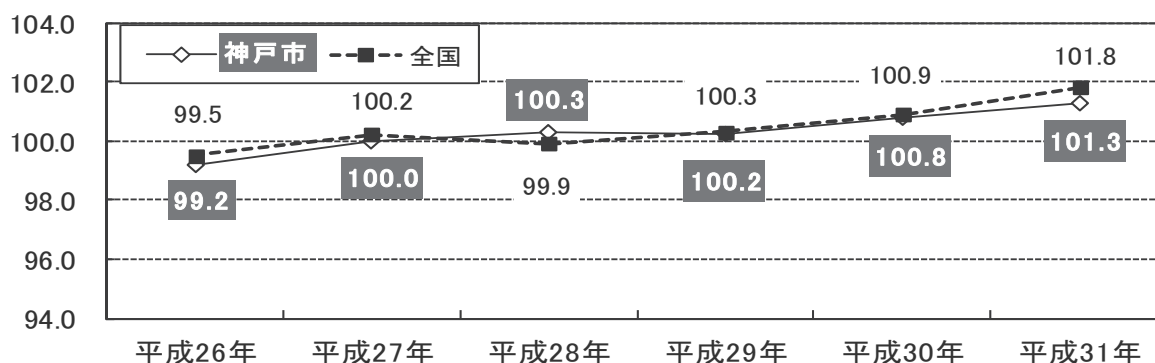


(注) 全国、兵庫県ともに、平成27暦年平均を100とした指数。企業規模30人以上の事業所における常用労働者の所定内給与である。

#### イ 物価の動向

平成31年4月の神戸市の消費者物価指数(総務省・兵庫県)は、図3に示すとおり101.3となり、全国と同様に、昨年に引き続き増加している。

図3 消費者物価指数の推移(各年4月)

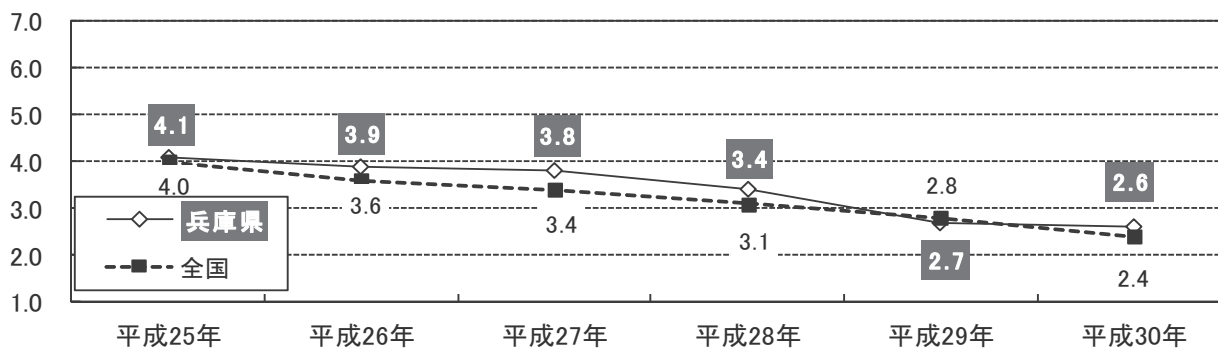


(注) 全国、神戸市とも、平成27暦年平均を100とした指数である。

## ウ 雇用情勢等

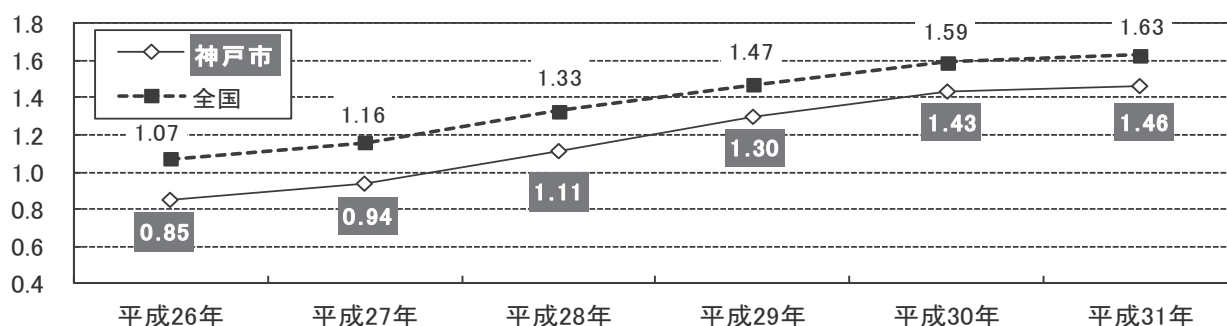
「労働力調査」(総務省)によると、図4に示すとおり、完全失業率は年々改善が見られ、平成30年は、兵庫県は2.6%、全国は2.4%となっている。

図4 完全失業率の推移(暦年平均)



また、「職業安定業務統計(一般職業紹介状況)」(厚生労働省)によると、神戸市の有効求人倍率は、図5に示すとおり、1.46倍となり、全国と同様に改善の傾向が続いている。

図5 有効求人倍率の推移(各年4月)



(注) 有効求人倍率とは、公共職業安定所で扱う求職者及び求人数のデータから、1人の求職者に対して、どれだけの求人があるかを示す指標である。(有効求人数/有効求職者数) 全国は季節調整値、神戸市は原数値である。

#### (4) 民間給与との比較結果

##### ア 月例給

本市職員の給与と市内民間企業の従業員の給与を役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士で比較した結果は第5表に示すとおりであり、本市職員の給与は、民間企業の従業員の給与を一人当たり240円(0.06%)下回っている。

第5表 比較の結果

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (C)=(A)-(B) ((C)/(B)*100)
393,806円	393,566円	240円(0.06%)

(注) 給与は、給料、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当等で比較

##### イ 特別給(期末・勤勉手当)

昨年8月から本年7月までの1年間において、市内民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第6表に示すとおり、平均給与月額4.50月分(昨年は4.45月分)に相当しており、本市職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数(4.45月)は、民間事業所の支給月数を0.05月分下回っている。

第6表 特別給の支給割合の比較

期間	民間	職員	民間－職員
下半期	2.21月分	2.225月	△0.015月
上半期	2.29月分	2.225月	0.065月
年間	4.50月分	4.45月	0.05月

(注) 下半期は平成30年8月から31年1月まで、上半期は平成31年2月から令和元年7月までの期間をいう。

(参考) 本市の較差及び特別給の支給月数の推移

年度	月例給		特別給 (月)
	額 (円)	率 (%)	
2 2	△203	△0.05	3.95
2 3	( △56 )	( △0.01 )	↓
2 4	△945	△0.22	↓
2 5	( △89 )	( △0.02 )	↓
2 6	1,014	0.25	4.10
2 7	907	0.22	4.20
2 8	721	0.18	4.30
2 9	237	0.06	4.40
3 0	445	0.11	4.45
元	240	0.06	4.50

(注) 平成 23, 25 年度は給与改定の勧告を見送った。

### 3 結 び

本市職員の給与をめぐる諸状況は以上述べたとおりである。

本市職員の月例給と市内民間企業の従業員の月例給を比較すると、本市職員の月例給が民間企業の従業員の月例給を 240 円（0.06%）下回っている状況である。

特別給（期末・勤勉手当）については、本市職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.45 月）が市内民間事業所の支給月数（4.50 月）を 0.05 月分下回っている状況である。

したがって、本委員会としては、本年度の給与改定の取扱いについて、次のとおりとすることが適切であると判断した。

#### （1）給料表

行政職給料表については、国の行政職俸給表（一）及び他の政令指定都市における同種の給料表の改定傾向を考慮のうえ、本市職員の実態に適合した改定を行う必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本とし、それぞれに対応する国の俸給表の改定に関する考え方を考慮のうえ、改定を行う必要がある。

#### （2）特別給（期末・勤勉手当）

支給月数については、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧告を考慮のうえ、0.05 月分引き上げる必要がある。

また、本年度 12 月期及び来年度以降の各期における期末手当と勤勉手当の支給割合については、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧告を考慮のうえ、見直す必要がある。

支給月数（一般の職員の場合）

	6月期	12月期	計
本年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）	2.6月
勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）	1.9月
計	2.225月	2.275月	4.5月
来年度 期末手当	1.30月	1.30月	2.6月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月	1.9月
計	2.25月	2.25月	4.5月

**（3）改定の実施時期等**

（1）については、平成31年4月1日から、（2）については、この改定を実施するための条例の公布の日から実施することとする。



## (参考) 人事院勧告の概要 (令和元年8月7日)

### 給与勧告の骨子

#### ○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

#### II 民間給与との較差に基づく給与改定等

##### 1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査(完了率87.9%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09%〔行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢43.4歳〕  
〔俸給 344円 はね返り分(注) 43円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

## 2 給与改定の内容と考え方

### <月例給>

#### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

#### (2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和元年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）
勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）
2年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

#### [実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

## 3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

## 勸 告

本委員会は、別紙第1に述べた報告に基づき、職員の給与について、民間との給与較差等（月例給 240 円 0.06%，特別給 0.05 月）を基本として、次の措置を執られるよう勧告する。

### 1 改定の内容

#### (1) 給料表

神戸市職員の給与に関する条例に規定する給料表については、国の俸給表及び他の政令指定都市における同種の給料表の改定傾向を考慮のうえ、本市職員の実態に適合した必要な改定を行うこと。

#### (2) 期末・勤勉手当

支給月数及び支給割合について、民間における支給状況及び人事院勧告の内容を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

### 2 改定の実施時期

1の(1)については、平成31年4月1日から、1の(2)については、この改定を実施するための条例の公布の日から実施すること。

## 職員の人事管理に関する報告

### 1 組織風土の改革

市政運営の基盤は、市役所や職員に対する市民の信頼にある。昨年来、市職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反などの問題により、市民の信頼を損なう事態が生じており、その回復に全力を挙げる必要がある。

そのためには、管理職による適切なガバナンスが機能するとともに、組織を支える職員が明るく前向きに仕事に取り組み、生き活きと働ける職場の実現に向けて、現在進めている働き方改革に加え、より一層のコンプライアンスの推進と風通しのよい組織風土の再構築に全庁をあげて取り組む必要がある。

また、職員一人ひとりが改めてコンプライアンス共有理念のもと、自らを省み、高い倫理感・使命感をもって公正・公平に職務を遂行することが重要である。

本委員会としても、このような事態が生じたことを真摯に受け止め、市役所や職員に対する市民の信頼回復に向けて取り組んでまいりたい。

### 2 人材の確保及び育成

「神戸市人材育成基本計画」では、「チャレンジ精神・リーダーシップ・デザイン力」を備えた人材を「目指すべき職員像」として定めるとともに、全ての職員が共通して有すべき「基礎的な資質」として、「法令を遵守し、社会規範に則り公正に行動し、市民の信頼を得ることができる」等の6項目を定めている。

市民とともによりよい神戸を創っていくためには、これらを備えた人材を確保するとともに、職務経験、人事評価、研修を連携させながら職員一人ひとりを育成し、その能力を組み合わせることにより、組織の力を

高めていかなければならない。

さらに、職員の誰もがやりがいを感じ、意欲をもって仕事に打ち込むことができ、頑張っている職員が報われるような人事・給与制度が求められる。

### (1) 職員採用

本年度は、採用活動を取り巻く環境が大きく変化する中、より幅広い人材にアピールし、より多様な可能性溢れる人材を獲得していくため、デザイン・クリエイティブ枠の新設や大学卒特別枠の試験日程前倒しを行ったほか、一般枠の試験区分を統合し、試験問題を選択制にしたところである。また、神戸市職員採用ナビゲーター制度及びインターンシップについては、市のビジョン、職員、職場への理解を深め共感してもらうために、全庁一丸となってその取組を拡充している。今後も、これらの効果検証を行いながら、更なる社会情勢の変化や人材獲得競争の激化に対応するため、絶えず検討を重ねていく。

また、会計年度任用職員制度の導入については、業務内容の整理や任用のルール作りが進められているところであるが、今後の募集及び採用にあたっては、適切に取扱うことが必要である。

### (2) 職員研修

研修は、職員の能力向上・能力開発、意欲・意識の醸成に大きな役割を果たしており、本市では「神戸市人材育成基本計画」に基づき、階層別・テーマ別研修や、OJT、自己啓発支援、民間企業等への派遣研修を実施している。市役所や職員に対する市民の信頼を取り戻すためには、職員一人ひとりが自らの果たすべき役割を改めて自覚し、日々の職務に精励することが不可欠であり、そのためには、階層別研修を活用するなどして、本市職員の「目指すべき職員像」、職員が備えるべき「基礎的な資質」、職位に応じた「基本的な役割」を全職員に周知し、浸透させることが重要である。

### (3) 人事評価

職員が意欲を持ち、常にその能力を向上させていくことは、市役所が組織として十分に機能を発揮し続ける上で大変重要である。

本市では、能力及び実績に基づく人事管理を行うことを趣旨とした人事評価制度を導入し、評価結果の勤勉手当及び昇給への反映を行っているところであるが、平成 30 年度に実施した市役所改革に向けた職員アンケートの結果によると、「人事評価結果の活用方法は意欲ややる気に応えるものだと思わない」又は「あまりそう思わない」と回答した職員が約 58%、「人事評価制度について見直しが必要だと思う」又は「ややそう思う」と回答した職員が約 67%となっている。

人事評価制度については、その客観性、納得性を確保するため、評価者は適切な目標設定、指導、助言、客観的基準に基づいた評価を行うことが求められる。また、年間を通して評価者と対象者が十分なコミュニケーションを図り、その内容を共有することが重要である。そのための取組として、全評価者が e ラーニングによる研修を受講することとなったほか、管理職の意識改革・マネジメント能力の向上を図るため、部長級職員について管理職 360 度フィードバック制度が導入されている。

今後も、評価者の評価能力の向上を図り、人事評価制度の適切な運用に取り組むとともに、職員の意欲を引き出すために、評価結果の勤勉手当や昇給等への更なる活用についても検討する必要がある。

また、係長昇任選考等を公正かつ適切に実施していくことが求められる。

### (4) 昇任意欲の醸成

係長職の処遇改善及び係長職・管理職のやりがいや魅力の発信についてはこれまでも取り組まれてきたが、組織を活性化させるためにも、引き続き係長級以上への昇任意欲の醸成並びにそれを支える環境づくりに努める必要がある。

特に、市役所改革に向けた職員アンケートの結果によると、「昇任意欲

を醸成するような給与制度になっていると思わない」又は「あまりそう思わない」と回答した職員が約 81%となっていることから、より一層職務・職責に応じた給与制度としていく必要がある。

### 3 働き方改革と勤務環境の整備

現在、我が国では、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現等のため、働き方改革が進められている。昨年は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立し、本年4月からは、時間外勤務について、原則月 45 時間、年 360 時間を上限とする改正労働基準法が施行されている。

本市においても、職員の健康確保や人材確保の観点等から長時間労働を是正する必要があり、同様の上限を定めるための条例及び規則の改正を行い、本年4月より施行している。

これまでも、①働き方改革の意識醸成、②多様な働き方の推進、③業務の省力化・生産性向上、④時間外勤務の縮減の4項目を柱として働き方改革が進められてきているが、特に、長時間労働については、健康の確保だけでなく、仕事と生活との両立を困難にし、キャリア形成や地域・家庭への参画を阻む原因ともなり、業務改善等による時間外勤務の縮減に積極的に取り組む必要がある。

#### (1) 長時間労働の是正と適切な勤務時間の管理

本市では、これまで働き方改革に伴い、業務の省力化・生産性の向上や時期の平準化などの取り組みを進めてきており、職員1人当たりの時間外勤務時間数は減少傾向にあるが、依然として時間外勤務時間が年 360 時間を上回る職員が見受けられる。

管理監督者においては、リーダーシップを発揮して、業務の計画的な執行や事務の簡素効率化、適切な事務配分等を推進するとともに、働き方改革の意識醸成に努め、一層の時間外勤務の縮減を図る必要がある。

一方で、時間外勤務が月 45 時間を超過しないようにするために、上限

規制の趣旨に反して、賃金不払残業が発生するようなことになってはならず、管理監督者においては、適切な勤務時間の管理にこれまで以上に留意する必要がある。

なお、教職員の多忙化対策については、本委員会としても言及してきたところであるが、教育委員会においては、教職員の長時間労働の改善に向けて、「神戸市立学校園働き方改革推進プラン」を策定し、教職員の意識改革に取り組むとともに、人材配置の拡充、学校園業務の適正化、教職員の事務負担の軽減等の業務改革にも取り組んでいる。

## **(2) 多様な働き方の推進**

性別や年齢を問わず、すべての職員が意欲をもって働き続けるためには、柔軟で多様な勤務制度の活用が有効である。

多様な働き方の推進については、在宅勤務やフレックスタイム、育児短時間勤務等の制度の周知により、利用者も増加している。管理監督者においては、積極的に声掛けを行う等、引き続き各制度を利用しやすい職場風土となるよう取り組む必要がある。

また、時差勤務や休憩時間の選択制の導入などが試みられている。今後も各制度の利用状況を適宜検証し、必要に応じて改善を図っていくとともに、より柔軟な勤務制度を検討していくことが望まれる。

## **(3) 職員の健康確保・安全衛生**

心身両面の健康の確保は、職員やその周囲の人のためであることはもちろん、公務の効率的な運営や質の高い市民サービスを提供する観点からも重要である。

長時間勤務者への健康対策については、かねてより時間外勤務が一定期間以上続いている職員に対して健康への注意喚起が行われてきたが、本年5月より、労働安全衛生法の改正に合わせ、産業医面接の勧奨基準を月100時間から80時間に引き下げるなどの見直しが行われ、より早期の対応が図られることとなった。



また、メンタルヘルスチェックの実施を通じて、セルフケアへの活用、産業医・保健師・心理職等による高ストレス者等への支援を行うとともに、メンタルヘルスチェックの結果を職場ごとに分析し、過度のストレスの原因となりうる職場環境の課題を明らかにすることにより、各任命権者における職場環境改善の取組を推進することで、働きやすい職場づくりを実現することが期待される。

職場環境の安全確保については、本委員会としても、事業所に対する調査や指導、安全意識の啓発活動等に取り組んできたところである。事故はいつ発生するか分からず、職員一人ひとりが常日頃から危機管理意識を持ちながら、仕事に取り組んでいくことが大切である。各職場においても、安全教育の実施や職員相互の声掛け、話し合い等、日常の継続した取組を励行するとともに、安全衛生委員会の管理体制を充実させる等、職員が安全に働ける環境づくりを進める必要がある。

#### (4) ハラスメントに対する取組

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の各種ハラスメントは、相手の人格や尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるだけでなく、職員の勤労意欲を減退させるとともに、職場全体の活力と機能を低下させ、円滑な公務の運営を妨げかねない問題である。

本年度においては、「神戸市ハラスメント対策基本方針」を策定するとともに、職員の総合相談窓口の設置やトップマネジメントセミナーにおける啓発も行われているところであるが、今後も各種ハラスメントの防止に向けた具体的な取組を推進し、「ハラスメントを発生させない、許さない、見過ごさない」という基本的な考え方を職員に浸透させ、職員同士の相互理解と相互尊重を育むことが必要である。

## 4 高齢期雇用

本市においては、意欲と能力のある定年退職者等を再任用することで、職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく職務に専念できる環境を整え

るとともに、再任用職員の知識や経験を活用することにより、市民サービスの向上に努めている。

一方で、政府は、人事院が昨年8月に行った定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を踏まえて検討を行っており、「経済財政運営と改革の基本方針2019」においても「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」としている。

また、人事院は本年の報告において、定年の引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう改めて要請している。

地方公務員の定年は、地方公務員法において国家公務員の定年を基準とすることとされていることから、今後の定年の引上げに関する国や他の自治体の動向を注視し、対応を検討していく必要がある。

また、定年の引上げを見据えて、国や他の自治体の現状等を踏まえ、職員のモチベーションの維持にも配慮しつつ、高齢層職員の昇給制度等についても検討する必要がある。

## 5 結 び

本委員会としては、以上述べたとおり、本市職員にかかる諸課題について取り組んでいくことが必要であると考えます。

職員においては、行政への需要が複雑・多様化する中で、日々職務に精励し、市民サービスの向上に懸命に努力されてきた。本委員会としては、このような職員の努力に敬意を表するものである。

市会及び市長におかれては、職員の給与等に関する報告及び勧告制度についてご理解いただき、この報告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

# (参考) 人事院報告の概要 (令和元年 8 月 7 日)

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

#### (2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

#### (3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

### 2 勤務環境の整備

#### (1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

#### (2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

#### (3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

### 3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

### 4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請

# 参 考 资 料



# 参考資料目次

## 第1部 市職員給与等の実態

	頁
令和元年度市職員の給与等の実態調査の概要	26
第1表 職員構成総括	28
第2表 給料表別，級別，号給別人員	32
第3表 給料表別，級別，年齢別職員数・平均給料月額	42
第4表 ラスパイレス指数	46
第5表 扶養手当の支給状況	46
第6表 管理職手当の支給状況	47
第7表 住居手当の支給状況	47
第8表 再任用職員の給料表別，級別人員	48

## 第2部 民間給与等の実態

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要	49
第9表 産業分類別，企業規模別調査事業所数	51
第10表 対応級表	51
第11表 企業規模別，職種別，学歴別給与月額等	52
第12表 民間における学歴別，企業規模別初任給	61
第13表 民間における初任給の改定状況	61
第14表 民間における昇給制度の状況	62
第15表 民間におけるベース改定の実施状況	62
第16表 民間における扶養（家族）手当の支給状況	63
第17表 民間における住居（住宅）手当の支給状況	63
第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	63

## 第3部 労働経済指標

第19表 労働経済指標	64
（参考） 給与報告・勧告の手順	66

# 第1部 市職員給与等の実態

## 令和元年度市職員の給与等の実態調査の概要

### 1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与等の実態を把握するため、平成31年4月1日現在における職員の給与等について調査したものである。

### 2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員から次に掲げる職員を除いた職員を対象とした。

- (1) 公益的法人への派遣者の一部及び株式会社への退職派遣者
- (2) 海外派遣中の職員
- (3) 育児短時間中の職員
- (4) 育児休業中の職員
- (5) 専従退職者
- (6) 再任用職員
- (7) 任期付職員
- (8) 臨時的任用職員
- (9) 労務職員
- (10) 企業職員（水道職員，交通職員）
- (11) 休職中の職員
- (12) 自己啓発等休業中の職員
- (13) 配偶者同行休業中の職員

### 3 集計

集計は、上記対象職員の全員について行った。

#### 4 職員の分類

給料表	適用職員
1 行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
2 消防職給料表	消防吏員
3 教育職給料表（2）	高等学校等に勤務する校長，教頭，教諭，養護教諭，助教諭，実習助手等
4 教育職給料表（3）	幼稚園に勤務する園長，教諭，養護教諭等
5 教育職給料表（4）	高等専門学校に勤務する校長，教授，准教授，講師，助教及び助手
6 教育職給料表（5）	小学校，中学校，義務教育学校又は特別支援学校に勤務する校長，教頭，主幹教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭，助教諭，講師，養護助教諭及び栄養助教諭等
7 医療職給料表（1）	地方独立行政法人以外の医療機関，保健所等に勤務する医師及び歯科医師
8 医療職給料表（2）	地方独立行政法人以外の医療機関，保健所等に勤務する薬剤師，栄養士，保健師，看護師等

（注）教育職給料表（1）は，平成31年4月に神戸市看護大学が地方独立行政法人へ移行したことに伴い，廃止した。



第1表 職員構成総括

給料表	区分	職員数(人)		平均給与月額(円)			
		計	男	女	計	給料	扶養手当
	行政職	6,995	4,026	2,969	388,430	323,076	8,696
消防職	1,461	1,413	48	387,564	321,099	16,477	41,079
教育職(2)	405	294	111	475,356	402,477	13,475	50,421
教育職(3)	135	6	129	406,917	345,661	3,730	43,011
教育職(4)	93	86	7	516,748	436,801	15,737	54,726
教育職(5)	6,027	2,794	3,233	418,498	354,843	8,070	44,299
医療職(1)	12	6	6	735,084	525,308	8,750	100,943
医療職(2)	236	14	222	374,271	320,856	4,383	39,722
合計	15,364	8,639	6,725	403,427	338,453	9,249	42,741

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

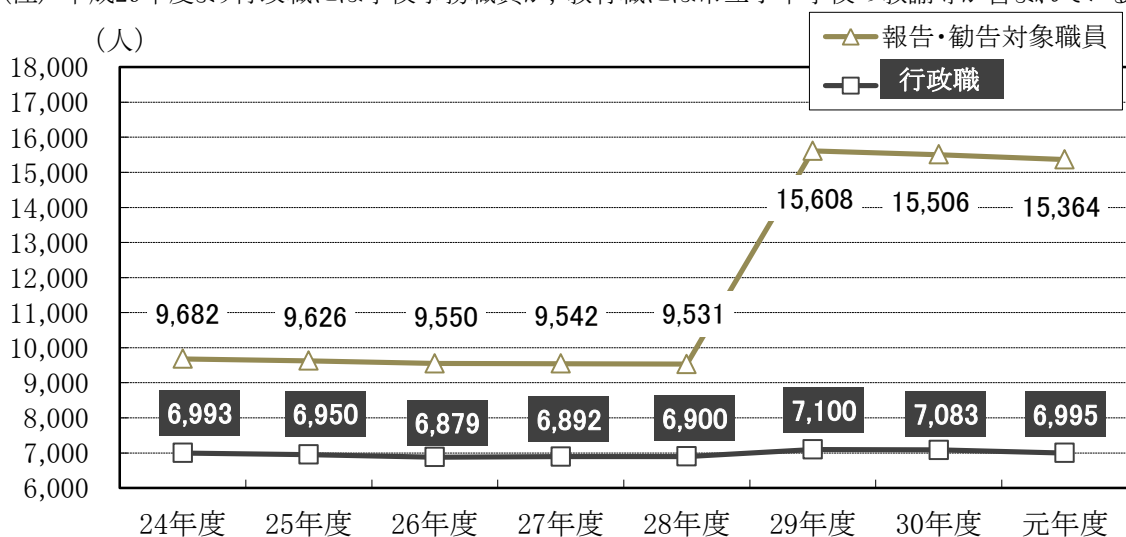
2 平均給与月額の「計」は支給総額を対象人員で除したものであり、各種目の合計と一致しないことがある。

		平均扶養 親族数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数 (年)	学 歴 別 職 員 数 ( 人 )			
管理職手当	住居手当等				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
10,140	5,381	0.78	41.1	17.7	5,086	574	1,308	27
4,440	4,469	1.50	41.2	19.6	553	126	782	
4,229	4,753	1.20	46.9	19.6	393	7	5	
9,034	5,481	0.33	39.2	11.9	108	27		
3,516	5,968	1.45	46.3	14.6	93			
5,656	5,630	0.70	40.4	14.5	5,900	127		
96,833	3,250	0.75	54.8	9.1	12			
5,178	4,131	0.37	41.9	17.2	200	36		
7,625	5,359	0.82	41.0	16.6	12,345	897	2,095	27

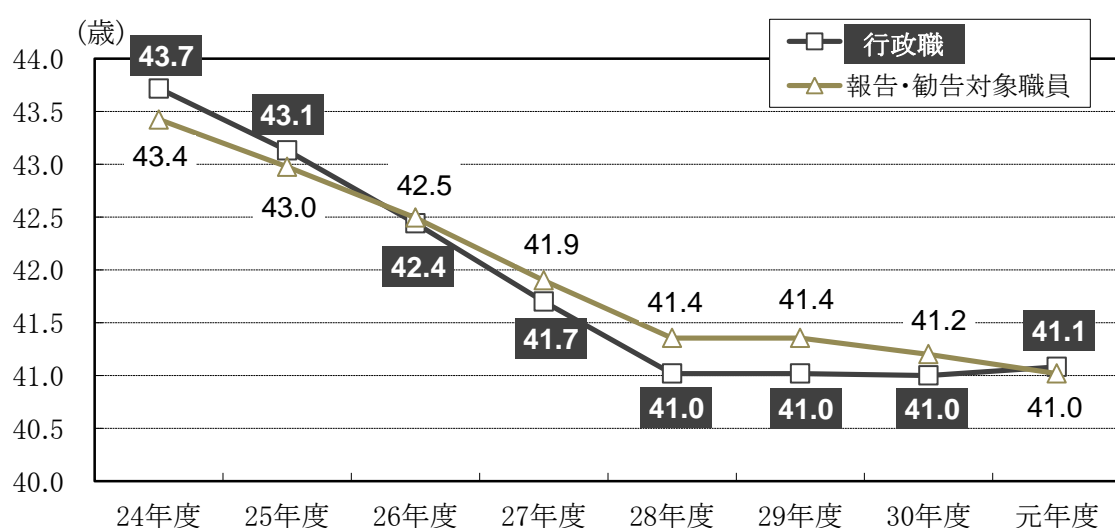
〈参考〉 報告・勧告対象職員数の推移

年	報告・勧告対象職員					合計
	行政職	消防職	教育職	医療職	指定職	
24年度	6,993	1,440	944	304	1	9,682
25年度	6,950	1,455	923	297	1	9,626
26年度	6,879	1,460	920	290	1	9,550
27年度	6,892	1,461	905	283	1	9,542
28年度	6,900	1,454	897	279	1	9,531
29年度	7,100	1,443	6,814	250	1	15,608
30年度	7,083	1,440	6,730	252	1	15,506
元年度	6,995	1,461	6,660	248	0	15,364

(注) 平成29年度より行政職には学校事務職員が、教育職には市立小中学校の教諭等が含まれている。



〈参考〉 平均年齢の推移

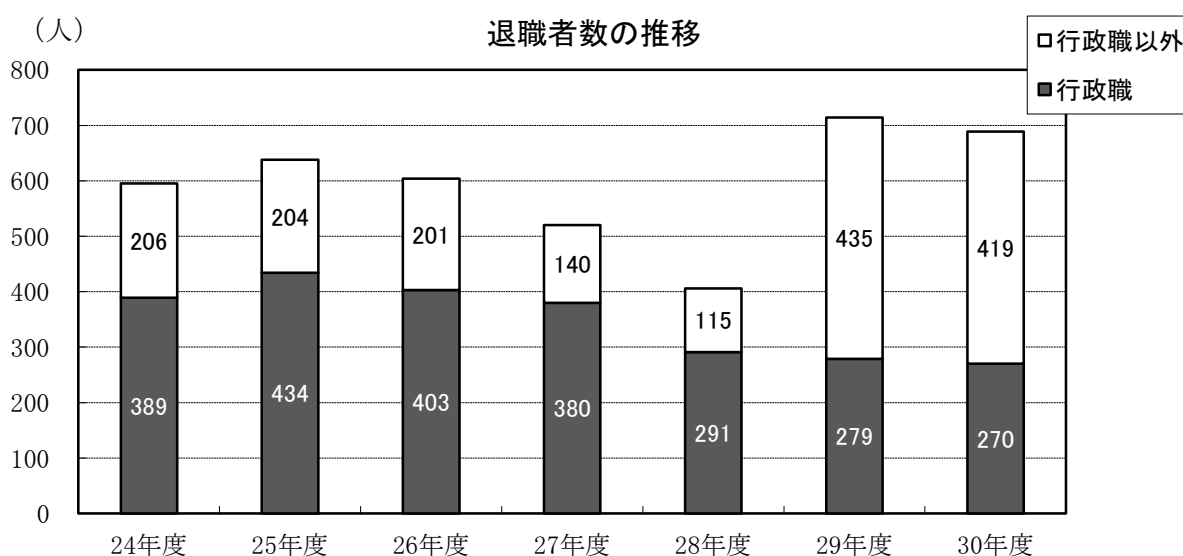
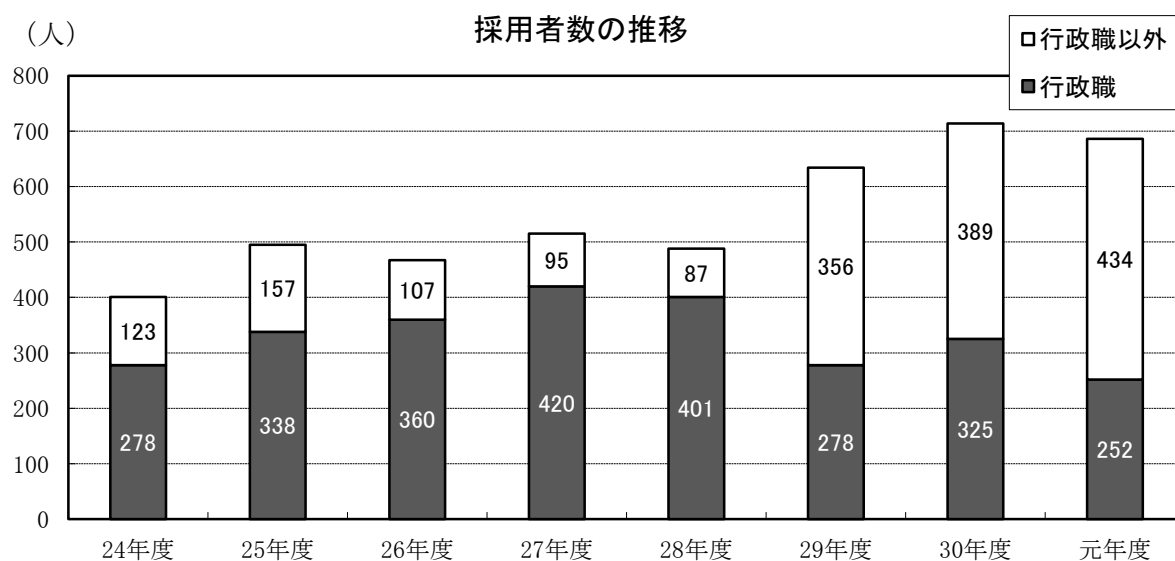


〈参考〉採用・退職者数の推移

	行政職			報告・勧告対象職員		
	採用	退職	採用-退職	採用	退職	採用-退職
24年度	278	389	▲ 111	401	595	▲ 194
25年度	338	434	▲ 96	495	638	▲ 143
26年度	360	403	▲ 43	467	604	▲ 137
27年度	420	380	40	515	520	▲ 5
28年度	401	291	110	488	406	82
29年度	278	279	▲ 1	634	714	▲ 80
30年度	325	270	55	714	689	25
元年度	252	…	…	686	…	…

(注) 1 令和元年度の数字は、平成31年4月1日採用者の人数である。

2 平成29年度より行政職には学校事務職員が、報告・勧告対象職員には市立小中学校の教諭等が含まれている。



## 第2表 給料表別，級別，号給別人員

### その1 行政職給料表

号給	1	2	3	4	5	6	7	8
級	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3		1						
4								
5	14	2						
6	2							
7	1	26						
8		2						
9		3		1	26			
10	10	165			2			
11	2	25	2		4			
12		9	1	1	13			1
13	14	6	7		9		1	
14	25	4	10		3			
15	5	165	132		2			
16	1	13	18		14			4
17	5	2	18	1	12		1	
18	30	22	14	1	8			
19	5	183	115		8			
20	1	18	22		36		1	3
21		17	23		15			
22	1	17	11	1	5			2
23		214	30		12			3
24		28	16		26			2
25	139	14	75		11			4
26	4	13	15		13			2
27	1	170	23		7	1		2
28	1	28	45		22			1
29	1	24	22		8	1		
30	4	13	13		11			1
31	5	15	22	1	7			4
32	2	9	36	2	14			1
33	21	25	26		12			
34	8	20	19	1	4	1		1
35		5	16	1	9	1	1	3
36		10	36	2	14	1	6	2
37	6	10	16		6		7	
38		6	15	4	7	2	6	1
39	2	10	15	1	7	1	7	3
40	1	8	32	7	36	3	10	1
41	2	2	14	6	9	6	2	2
42	1	8	13	6	6	11	14	1
43		7	15	2	10	8	15	3
44	2	2	17	9	19	7	9	
45	2	5	13	7	13	7	3	
46		6	7	10	10	12	3	
47		5	15	14	6	9	7	
48		7	10	4	16	15	10	
49		11	9	9	10	8	7	
50		1	6	7	6	20	5	
51		2	6	8	11	21	8	1
52		7	16	12	17	18	1	1
53		3	12	8	6	13	1	
54		8	7	7	1	18	3	1
55		5	16	12	7	18	2	
56		2	12	12	8	30	4	
57		2	7	19	5	11	3	
58		1	4	18	6	33	1	
59			8	15	6	26		
60		3	8	16	12	22	3	
61		4	5	28	9	13		
62		1	2	21	7	26	4	
63		3	8	16	13	17	1	
64	1		2	21	16	20		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
65	1	1	2	36	7	11		
66		1	3	24	7	16		
67				16	18	11		
68			1	22	12	14	1	
69			2	35	9	6		
70			1	30	9	14		
71			4	44	26	6		
72			4	16	16	5		
73			1	37	4	7		
74		1	1	36	9	7		
75			3	28	12	6		
76			3	21	19	4		
77				38	8	2		
78			1	51	8	7		
79			2	33	12	3		
80			2	26	26	3		
81			3	65	12	2	1	
82			2	55	14	3		
83				43	13	5		
84			3	24	49	1		
85				39	9			
86				55	8	3		
87			1	38	6	2		
88				24	33			
89			2	27	14			
90				44	9	1		
91			1	37	10			
92				30	36	1		
93	1		1	32	21	1		
94				28	4	1		
95				31	7	2		
96				34	11			
97			5	26	6	1		
98				28	17	1		
99				40	6			
100				38	11	2		
101				25	18	1		
102				49	21			
103				52	11			
104				24	23			
105				26	12			
106				44	6			
107				29	9			
108				33	21			
109				20	6			
110				38	14			
111				27	8			
112				30	18			
113				14	3			
114				36	12			
115				25	3			
116				27	6			
117				12	2			
118				25	4			
119				1	2			
120				2	2			
121					10			
122								
123								
124								
125								
計	321 人	1,400 人	1,125 人	2,081 人	1,321 人	549 人	148 人	50 人
平均給料月額	180,854 円	211,055 円	264,349 円	376,268 円	368,458 円	432,396 円	496,587 円	567,284 円
平均年齢	22.5 歳	26.9 歳	33.4 歳	51.1 歳	44.9 歳	51.4 歳	55.1 歳	57.4 歳

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、当該人員0の号給は空欄とした。(以下同じ)

合計	6,995 人
平均給料月額	323,076 円
平均年齢	41.1 歳

その2 消防職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1	11						
2	6						
3	5	3					
4	2						
5	6	10					
6		13					
7		3	1				
8	9	1					
9	4	16					
10	4	4					
11		9	1				
12	8	2					
13	11	12	1				
14	1	3					
15	1	5	15				
16		2			2		
17	14	13	3				
18	3	9	1				
19	4	17	12				
20	1	3	3		1		
21	1	5	8				
22	1	3	2		1		
23	1	17	10				
24		5	2		3		
25		4	12				
26	1	2	2				
27		6	11		1		
28		6	7		1		
29		4	6				
30	1	3	8	1			
31	1	5	14	1	1		
32		1	16	1	1		
33		3	6				
34		3	6	1			
35		1	5	2	1		1
36			6	3	2		
37			11	2	2		
38			6	3	2		1
39		3	11	3			
40		1	8	2	2		2
41		2	12	2	1		
42		3	8	3		1	1
43			4	1	1		2
44			10	5	1		
45		1	7	4	2		
46			3	5	1	1	1
47			2	3	2	1	
48			6	7	3	1	1
49			5	7			2
50			4	3	1	2	1
51			4	4		1	1
52			9	6	3		1
53			5	1	1		
54			7	2		2	
55			3	4		1	
56			6	6	3	1	
57			3	3	2	1	
58			1	6	2	2	
59			2	8	3	1	
60			1	4	2	1	
61			9	6	1	2	
62				8		3	1
63			3	12		1	1
64				3	2	5	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
65			5	11			
66				16	2	4	
67				25	1	1	
68				8	4	1	
69			1	9	5		
70				14	5	4	
71				22	4	2	
72				4	1		
73				5	4	1	
74				12	2	1	
75				19	3		
76				1	3	2	
77				6	5	2	
78				12		1	
79				4	1	1	
80				9	1	4	
81				17	3		
82				7	1		
83				3	3		
84				3	2	2	
85				9	1		
86				5	1		
87				5	2		
88				2	4		
89				9	2		
90					1		
91				1	2		
92				3	2		
93				11	1		
94							
95				5	3		
96				6	4		
97				18			
98				7	2		
99				3	4		
100				3			
101				4	1		
102				9	1		
103				5			
104				2	1		
105				4	3		
106				7	2		
107				2			
108				4	8		
109				5	2		
110				25			
111				3	1		
112				23	7		
113				14			
114				29	3		
115				6	8		
116				8	3		
117				3	1		
118				3			
119				2	1		
120				8	5		
121				3	3		
122				3			
123				1			
124							
125							
計	96 人	203 人	314 人	599 人	180 人	53 人	16 人
平均給料月額	173,373 円	210,383 円	273,182 円	373,131 円	385,023 円	437,698 円	499,244 円
平均年齢	21.7 歳	26.9 歳	34.3 歳	49.1 歳	47.9 歳	54.0 歳	54.8 歳
						合計	1,461 人
						平均給料月額	321,099 円
						平均年齢	41.2 歳



その3 教育職給料表(2)

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17			5		
18			2		
19					
20					
21					
22			1		
23					
24			1		
25			2		
26			2		
27					
28					
29					
30			6		
31					
32			3		1
33			2		
34			2		
35					
36					
37			1		
38			5		
39			1		1
40					
41					
42			4		2
43					
44			2		1
45			2		
46			6		
47					
48			4		2
49					1
50			4		
51					2
52			1		1
53					
54			4		1
55					
56			2		
57			1	1	
58			1		
59			1		
60			3		
61			1	1	
62			2		
63			1	2	
64			2	1	
65			3	1	
66					
67				1	
68					
69			3		
70			2		
71			1		
72			2	1	
73			2		
74			1		
75			4	1	
76			3		
77			1	2	
78					
79			1	1	
80			1	1	
81			1	1	
82			3		
83			1		
84			1		
85	1		2	1	
86	1		1		
87			1		
88					
89			4		
90			1		
91					
92			1		
93			2		
94					
95			4		
96	1				
97			1		
98			1		
99			1		
100			1		

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
101			4		
102			1		
103			2		
104			1		
105			1		
106			2		
107			4		
108			3		
109			2		
110					
111	1		1		
112			5		
113			1		
114			3		
115			3		
116			1		
117			3		
118			1		
119			1		
120			1		
121			1		
122			1		
123			1		
124					
125			1		
126			3		
127			2		
128			2		
129			4		
130			2		
131			1		
132			6		
133			4		
134			3		
135			2		
136			2		
137			4		
138			4		
139			3		
140			3		
141			3		
142			2		
143			4		
144					
145			1		
146			1		
147			1		
148			2		
149			6		
150			8		
151			9		
152			2		
153			13		
154			5		
155			6		
156			2		
157			13		
158			5		
159			10		
160			4		
161			10		
162			2		
163			13		
164			2		
165			10		
166			2		
167			5		
168			6		
169			2		
170			3		
171			2		
172			1		
173			3		
174			1		
175			1		
176					
177					
178					
179					
180					
181					
182					
183					
184					
185					
186					
187					
188					
189					
190					
191					
192					
193					
計		4 人	373 人	16 人	12 人
平均給料月額		293,250 円	383,117 円	454,506 円	482,917 円
平均年齢		40.3 歳	46.4 歳	52.6 歳	56.0 歳
計				405 人	
平均給料月額				388,007 円	
平均年齢				46.9 歳	

その4 教育職給料表（3）

級 号給	1	2	3
	人	人	人
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21		7	
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29		1	
30			
31			
32			
33		2	
34		3	
35			
36			
37		1	
38		3	
39			
40			
41		1	
42		3	
43		1	
44			
45			
46		4	
47			
48		1	
49			
50		2	
51			
52			
53			
54		1	
55		1	
56			
57		2	
58			
59			
60			
61			
62		2	
63			
64		1	
65		1	1
66		4	
67		1	
68		3	
69		1	
70		2	
71			
72		3	1
73		1	
74		1	
75		1	
76			
77		1	1
78		1	
79			
80		2	
81		2	1
82		1	
83			3
84		2	
85		1	
86			1
87			
88		1	
89		1	
90		1	
91			
92		1	
93		1	
94		2	
95		3	2
96		2	

級 号給	1	2	3
	人	人	人
97		1	
98		1	1
99			1
100		1	
101			
102			
103		4	
104		3	
105			2
106			2
107		1	1
108		1	2
109		1	
110		2	
111		1	
112			
113		2	
114		1	
115		1	
116		1	
117		1	
118		1	
119			
120			
121			
122			
123			
124			
125			
126		2	
127			
128			
129		1	
130			
131		2	
132		2	
133			
134			
135			
136			
137			
138			
139			
140			
141			
142		1	
143			
144			
145		2	
146			
147			
148		1	
149			
150			
151			
152			
153			
154			
155			
156			
157		1	
158			
159			
160		1	
161			
162		1	
163			
164			
165		1	
166			
167			
168		1	
169			
170			
171		1	
172			
173			
174			
175			
176			
177			
178			
179			
180			
181			
182			
183			
184			
185			
計	0 人	116 人	19 人
平均給料月額	円	317,906 円	430,258 円
平均年齢	歳	37.1 歳	51.9 歳
計			135 人
平均給料月額			333,719 円
平均年齢			39.2 歳

その5 教育職給料表（4）

級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					1
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24			1		
25					
26					
27					
28			1		
29		1			
30					
31		1			
32					
33					
34					
35					
36		1		1	
37					
38			2		
39			1		
40					
41	1		1		
42			1		
43			2		
44			1		
45	1				
46					
47			1		
48			1		
49					
50	1				
51					
52			2		
53				2	
54			3		
55			1		
56				1	
57					
58					
59			1	1	
60			1		
61				2	
62				1	
63				1	
64				2	
65					
66					
67					
68					

級 号給	1	2	3	4	5
69	人	人	人	人	人
70			1	1	
71			4	1	
72					
73			1	1	
74					
75			1	1	
76				2	
77				1	
78				1	
79					
80			1	1	
81				2	
82				1	
83			1	2	
84					
85			1		
86					
87					
88			1	2	
89				1	
90				1	
91				1	
92					
93			1	1	
94				1	
95					
96					
97			1	1	
98					
99				1	
100			1	1	
101			1	1	
102				1	
103					
104				1	
105			3		
106					
107					
108					
109				1	
110				1	
111				1	
112				1	
113					
114				2	
115				1	
116					
117					
118					
119					
120				1	
121					
122					
123					
124				1	
125					
126					
127					
128					
129					
計	3 人	3 人	39 人	47 人	1 人
平均給料月額	254,033 円	269,900 円	387,362 円	499,332 円	475,000 円
平均年齢	28.0 歳	29.3 歳	40.8 歳	52.8 歳	63.0 歳
計	93 人				
平均給料月額	436,801 円				
平均年齢	46.3 歳				

その6 教育職給料表(5)

号給	級	1	2	3	4	5	号給	級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人			人	人	人	人	人
1							89			27	13	10	
2							90			35	4	17	
3							91			29	8	18	
4							92			40	7	14	
5							93			28	3	8	
6							94			30	10	14	
7							95			29	5	14	
8							96			15	6	10	
9							97			24	6	8	
10							98			28	8	6	
11							99			29	9	3	
12							100			25	11	5	
13							101			19	10	7	
14							102			18	15		
15							103			18	14	7	
16							104			25	9	6	
17			168				105			19	12	4	
18							106			15	14	6	
19			22				107			23	23	6	
20			1				108			21	14	2	
21			61				109			16	17	1	
22			46				110			15	15	2	
23			7				111			13	8		
24			20				112			21	15		
25			39				113			15	21		
26			31				114			9	15		
27			10			1	115			16	22		
28			13				116			13	16		
29			55			4	117			15	15		
30			57			11	118			17	5		
31			17			19	119			14	10		
32			13			21	120			17	2		
33			29			25	121			18	2		
34			131			22	122			16	2		
35			12			22	123			9	1		
36			35			21	124			17			
37			34			17	125			16	2		
38			126			17	126			14			
39			19			15	127			9			
40			28			8	128			22			
41			30			6	129			12			
42			120			5	130			16			
43			13			3	131			8			
44			45	1		8	132			14			
45			34		1	6	133			36			
46			115			7	134			23			
47			9			12	135			8			
48			49			3	136			20			
49			32			4	137			26			
50			133	1			138			22			
51			17			2	139			21			
52			52	1		1	140			16			
53			33	1			141			33			
54			88			1	142			24			
55			28				143			22			
56			46	2			144			41			
57			25	3		1	145			33			
58			71	3			146			36			
59			23	2	2		147			29			
60			33	1			148			18			
61			31	3	1		149			58			
62			106	1	1		150			32			
63			26	3	1		151			38			
64			37	1			152			14			
65			35	2			153			30			
66			76	5			154			27			
67			22	2			155			34			
68			52	1	2		156			30			
69			38	5	1		157			30			
70			59	2	2		158			36			
71			46	2	1		159			31			
72			30	2	4		160			37			
73			31	1	2		161			26			
74			49	7	4		162			18			
75			48	4	5		163			40			
76			27	1	2		164			29			
77			37	1	7		165			29			
78			35	2	4		166			13			
79			32	1	2		167			22			
80			35	2	6		168			23			
81			39	3	7		169			19			
82			45	2	8		170			2			
83			34	2	8		171			2			
84			48	4	6		172			2			
85			29	6	15		173			6			
86			38	3	12		計		0人	4,994人	462人	309人	262人
87			25	6	17		平均給料月額		円 324,714	円 410,628	円 427,710	円 448,565	円
88			29	4	20		平均年齢		歳 37.8	歳 52.8	歳 50.7	歳 56.3	歳

計	6.027人
平均給料月額	341,965円
平均年齢	40.4歳

その7 医療職給料表（1）

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22			1	
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30			1	
31				
32				
33				1
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41			1	
42				
43				
44				

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				1
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				1
62				
63				
64				
65				1
66				1
67				
68				
69				
70				
71				1
72				
73				1
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85			2	
86				
87				
88				
89				
計	0 人	0 人	5 人	7 人
平均給料月額	円	円	474,860 円	561,343 円
平均年齢	歳	歳	50.4 歳	57.9 歳
計				12 人
平均給料月額				525,308 円
平均年齢				54.8 歳

その8 医療職給料表（2）

級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人					
2		人				
3			人			
4				人		
5					人	
6						人
7						
8						
9		1				
10		3				
11						
12				1	1	
13						
14						
15		2				
16		1				
17						
18		1				
19		3	1			
20						
21		2			1	
22		1				
23		5	2			
24		1			1	
25		1	1			
26		3	1		1	
27		3	1			
28		1				
29	5		2			
30			3			
31		2		1		
32			2		1	
33	2	1				
34	1					
35	1	1	1		1	
36		2	2			
37		1				
38		1	3			
39		1				
40			2		1	
41			3			
42			1		2	
43			1			
44	1	1	4			
45	2	1	1			
46			1	3	1	
47	1			1		1
48			2	1		
49			1		1	
50						
51		1	2			1
52			2			1
53				1		
54	1					1
55				2		
56			2	2		1
57				2		1
58				1	1	
59				2	1	1
60	1				3	
61				1	1	1
62				1		1
63	1			2		2
64				2	2	

級 号給	1	2	3	4	5	6
65	2		1			
66				1		
67						
68				2	1	1
69						1
70	1			1		
71						
72						
73				2		1
74					2	
75						
76				1	1	
77						
78						
79				1	1	
80					1	
81				6		
82				2	1	
83						
84				1	1	
85				1		
86				2	1	
87						
88						
89				2		
90						
91				2	1	
92				1	3	
93					2	
94				1		
95						
96				2		
97						
98				1		
99				2		
100				1	1	
101					2	
102				3		
103						
104						
105				2		
106				1	1	
107						
108					1	
109				1		
110				1	1	
111					2	
112				2		
113				1		
114				3		
115				1		
116				1		
117				1		
118				3	1	
119				1		
120				1		
121					1	
122						
123						
124						
125						
計	19 人	40 人	42 人	77 人	44 人	14 人
平均給料月額	205,568 円	216,865 円	278,271 円	372,849 円	378,795 円	434,129 円
平均年齢	27.4 歳	29.1 歳	35.8 歳	50.2 歳	46.8 歳	55.1 歳

計	236 人
平均給料月額	320,856 円
平均年齢	41.9 歳

### 第3表 給料表別，級別，年齢別職員数・平均給料月額

#### その1 全給料表

給料表 区分 年齢	行政職給料表		消防職給料表		教育職給料表(2)		教育職給料表(3)	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円
18	5	151,700	9	157,000				
19	9	151,856	6	157,933				
20	17	159,465	12	160,525				
21	39	163,918	13	167,277				
22	160	180,873	25	179,152	4	213,720	5	204,672
23	189	184,312	34	181,221	2	215,904	2	204,672
24	206	193,067	37	189,622	3	224,432		
25	198	200,112	26	195,012	7	237,358	5	229,195
26	247	208,453	34	207,759	5	244,691	5	240,469
27	244	214,921	30	215,137	5	258,690	4	249,678
28	222	224,467	30	222,190	8	259,441	3	250,259
29	197	231,311	38	229,258	7	278,631	4	262,938
30	203	243,306	35	240,217	9	289,409	1	259,584
31	159	250,376	23	244,304	7	296,623	1	303,496
32	174	261,166	37	253,051	5	310,045	10	297,110
33	157	273,141	38	266,592	8	317,096	5	306,384
34	135	276,517	43	267,144	4	333,138	2	309,984
35	131	288,547	35	280,971	6	328,583	8	327,499
36	106	294,650	26	286,500	4	351,130	4	338,344
37	115	298,310	23	289,148	6	361,383	1	347,152
38	105	310,487	35	313,783	8	358,627	4	347,412
39	99	321,352	29	312,721	4	378,508	1	341,016
40	107	331,568	30	329,023	3	383,136	4	367,822
41	93	347,195	31	334,823	5	381,659	11	375,520
42	117	355,315	32	348,381	7	381,898	2	382,980
43	125	364,090	36	355,981	4	414,830	6	389,861
44	165	369,398	60	365,435	8	408,811	3	392,045
45	158	375,144	62	368,785	16	410,832	6	386,556
46	158	379,516	55	377,175	9	412,876	4	407,192
47	179	383,174	66	378,644	11	424,301	6	416,959
48	230	387,301	38	378,308	10	436,894	1	426,200
49	250	391,428	38	382,295	16	429,931	3	428,337
50	307	394,448	26	381,427	12	439,213	5	423,165
51	222	397,746	46	388,839	20	439,906	1	413,296
52	202	395,650	30	394,377	7	444,302	2	427,452
53	233	398,825	37	403,827	31	443,426	4	426,420
54	271	404,370	50	404,276	24	447,511	2	429,690
55	209	405,463	49	401,159	14	450,013	1	429,832
56	189	410,929	36	412,819	28	452,901	4	436,185
57	250	418,965	43	404,835	26	452,839	1	437,600
58	207	421,758	41	405,800	29	452,291	4	434,793
59	204	419,849	37	406,862	23	452,556		
60								
61	1	488,200						
62								
63								
64	1	601,100						
65								
総計	6,995	323,076	1,461	321,099	405	402,477	135	345,661
平均年齢	41.1	歳	41.2	歳	46.9	歳	39.2	歳

(注) 給料月額には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

教育職給料表(4)		教育職給料表(5)		医療職(1)		医療職(2)	
人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
人	円	人	円	人	円	人	円
		91	217,756			5	184,000
		122	219,131			3	189,500
		114	227,118			3	191,467
		157	237,241			6	200,983
1	246,700	176	248,637			3	212,300
		206	260,214			10	209,430
2	258,900	200	270,665			7	215,457
1	267,900	223	280,093			3	227,567
1	261,700	219	288,472			4	228,325
1	277,700	224	298,870			4	237,050
1	297,200	210	309,923			9	253,578
1	347,700	186	319,130			4	244,925
1	308,400	172	329,320			9	273,056
4	346,925	158	338,030			6	278,267
3	365,000	161	348,521			8	257,863
2	363,800	166	353,126			6	280,317
1	368,700	168	361,943			13	295,377
1	402,800	144	366,840			1	357,800
5	367,560	120	375,502			5	307,480
4	406,375	108	380,846			3	339,500
6	402,667	105	386,168			5	347,720
3	430,333	100	390,901	1	464,600	12	362,433
1	372,600	95	397,139	1	417,900	9	354,511
3	453,100	86	400,129			3	366,700
5	450,020	137	407,187			2	365,800
3	466,433	133	412,177			8	382,963
6	467,750	121	416,495			8	378,000
4	488,900	156	418,330			6	377,600
		192	420,606			7	385,714
5	497,400	209	422,621			8	389,450
1	511,400	170	424,703	2	482,200	6	397,300
3	510,500	184	426,454			5	396,840
		175	429,083			6	398,867
6	509,700	166	430,287	1	526,500	4	391,700
2	511,850	150	430,757	1	563,800	3	387,467
3	495,600	145	432,353			12	403,517
4	524,375	181	434,089	4	556,325	11	406,609
2	485,950	197	434,743			9	410,878
2	521,800						
1	531,500			1	568,300		
3	527,933			1	572,900		
1	475,000						
93	436,801	6,027	354,843	12	525,308	236	320,856
46.3	歳	40.4	歳	54.8	歳	41.9	歳



その2 行政職給料表

級 区分 年齢	1		2		3		4		5	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18	5	151,700								
19	9	151,856								
20	17	159,465								
21	39	163,918								
22	160	180,873								
23	25	180,592	164	184,879						
24	28	196,096	178	192,590						
25	13	197,738	185	200,279						
26	6	197,867	241	208,716						
27	9	205,844	233	215,119	2	232,700				
28	4	213,150	113	217,596	105	232,291				
29	3	209,000	74	222,784	120	237,127				
30			44	229,584	141	242,781	1	263,300	17	282,000
31			30	232,717	104	247,086	1	269,600	24	285,908
32			28	235,214	108	254,387			38	299,553
33			17	243,235	90	260,970	2	281,450	48	306,206
34			13	253,169	88	267,058			34	309,926
35			16	253,938	63	274,319			52	316,433
36	1	234,800	14	255,514	48	280,758			42	323,102
37	2	277,700	19	263,258	55	288,876	1	291,000	38	330,766
38			7	263,857	59	296,758			38	337,671
39			8	277,950	47	306,202	1	312,000	42	344,912
40			8	280,738	23	306,052	28	331,043	46	350,711
41			5	285,920	8	313,050	30	339,187	46	359,733
42			2	285,900	10	312,070	45	347,869	52	364,852
43					10	330,610	63	353,687	35	368,469
44					8	337,663	93	360,109	48	377,817
45			1	270,700	5	338,580	74	364,320	63	382,054
46					3	346,333	83	366,745	50	384,718
47					3	331,700	103	370,982	46	388,113
48					5	346,660	126	372,745	58	391,426
49					3	348,133	129	375,090	68	393,588
50					4	349,425	159	377,682	84	396,070
51					2	351,650	114	378,982	59	397,471
52					4	349,225	120	381,598	46	400,828
53					2	347,400	141	383,106	46	402,826
54					3	352,700	158	384,394	51	403,698
55					1	358,000	133	385,565	32	405,031
56					1	358,000	112	385,825	26	404,992
57							132	386,035	37	406,770
58							122	388,450	23	407,617
59							110	389,462	32	407,613
60										
61										
62										
63										
64										
65										
計	321	180,854	1,400	211,055	1,125	264,349	2,081	376,268	1,321	368,458
平均年齢	22.5	歳	26.9	歳	33.4	歳	51.1	歳	44.9	歳

級 区分 年齢	6		7		8		合計	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円
18							5	151,700
19							9	151,856
20							17	159,465
21							39	163,918
22							160	180,873
23							189	184,312
24							206	193,067
25							198	200,112
26							247	208,453
27							244	214,921
28							222	224,467
29							197	231,311
30							203	243,306
31							159	250,376
32							174	261,166
33							157	273,141
34							135	276,517
35							131	288,547
36	1	374,200					106	294,650
37							115	298,310
38			1	413,900			105	310,487
39			1	400,400			99	321,352
40	2	395,400					107	331,568
41	4	407,950					93	347,195
42	8	406,613					117	355,315
43	17	413,318					125	364,090
44	16	414,006					165	369,398
45	15	418,673					158	375,144
46	22	420,400					158	379,516
47	27	426,989					179	383,174
48	39	428,479	2	483,350			230	387,301
49	47	429,877	3	485,967			250	391,428
50	52	432,871	8	483,388			307	394,448
51	39	434,687	8	498,588			222	397,746
52	27	436,733	4	493,775	1	527,500	202	395,650
53	37	439,076	7	491,100			233	398,825
54	38	437,092	19	499,321	2	553,350	271	404,370
55	24	438,896	17	499,224	2	561,150	209	405,463
56	30	440,360	15	502,640	5	562,980	189	410,929
57	45	438,378	21	497,648	15	570,440	250	418,965
58	24	441,721	24	502,692	14	562,279	207	421,758
59	35	443,743	17	498,265	10	576,320	204	419,849
60								
61			1	488,200			1	488,200
62								
63								
64					1	601,100	1	601,100
65								
計	549	432,396	148	496,587	50	567,284	6,995	323,076
平均年齢	51.4	歳	55.1	歳	57.4	歳	41.1	歳

#### 第4表 ラスパイレス指数

	平成30年	平成29年	平成28年
神戸市	100.8	101.0	100.8
指定都市の平均	100.3	99.9	100.1
指定都市中の順位	10位	8位	11位
	(20都市中)	(20都市中)	(20都市中)

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員=100として、毎年4月の給料月額を学歴別・経験年数別に比較して算出した指数である。

#### 第5表 扶養手当の支給状況

区分		扶養手当親族内訳					
扶養親族数	扶養手当受給者数	配偶者	子	配偶者がいない場合、子の1人目	特定期間にある子	父母等	配偶者がいない場合、父母等の1人目
		8,000円	11,000円	1,000円(加算額)	5,000円(加算額)	6,500円	1,000円(加算額)
1人	2,231人	940人	1,094人	134人	461人	197人	130人
2人	2,048	922	3,056	56	1,124	118	24
3人	1,485	1,153	3,238	9	1,082	64	4
4人	381	342	1,139		293	43	
5人	54	47	202	1	58	21	
6人	7	6	29		7	7	
7人	1	1	6				
計	6,207	3,411	8,764	200	3,025	450	158
非支給者	9,157						
合計	15,364						

(注)1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者である。

2 特定期間にある子とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。

第6表 管理職手当の支給状況

給料表	区分	受給者(人)	受給者平均支給額(円)	全職員平均支給額(円)
	行政職	747	94,950	10,140
	消防職	69	94,014	4,440
	教育職(2)	23	74,470	4,229
	教育職(3)	17	71,741	9,034
	教育職(4)	5	65,400	3,516
	教育職(5)	496	68,731	5,656
	医療職(1)	12	96,833	96,833
	医療職(2)	14	87,286	5,178
	合計	1,383	84,707	7,625

第7表 住居手当の支給状況

区分		住居の種類		賃貸住宅		その他	計
		持家	家	市内	市外		
全給料表	世帯主又はこれに準ずる者	5,962人	—	2,662人	513人		9,137人
	非支給者	5,317		737		173	6,227
行政職給料表	世帯主又はこれに準ずる者	2,520	—	1,212	290		4,022
	非支給者	2,481		375		117	2,973

(注) 平成28年度より、市内・市外の区分が新たに設けられた。

## 第8表 再任用職員の給料表別，級別人員

### (1) フルタイム勤務職員

給料表	級								
	計	1	2	3	4	5	6	7	8
行政職	人 136	人	人	人 15	人 4	人 94	人 21	人 1	人 1
消防職	3			2	1				
教育職(2)	56		55		1				
教育職(3)	12		1	11					
教育職(4)	2			2					
教育職(5)	218		205			13			
医療職(1)	0								
医療職(2)	5			1		4			
給料表計	432								
60歳	145								
61歳	122								
62歳	61								
63歳	53								
64歳	51								

(注) 該当人員0の級は空欄とした(次表において同じ。)

### (2) 短時間勤務職員

給料表	級								
	計	1	2	3	4	5	6	7	8
行政職	人 648	人	人	人 304	人 101	人 220	人 20	人 2	人 1
消防職	48			37	6	3	2		
教育職(2)	11		11						
教育職(3)	0								
教育職(4)	0								
教育職(5)	268		268						
医療職(1)	0								
医療職(2)	30			12	10	8			
給料表計	1,005								
60歳	176								
61歳	177								
62歳	211								
63歳	234								
64歳	207								

## 第2部 民間給与等の実態

### 2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査は、例年どおり人事院及び全国の人事委員会と共同して行った。

本年の調査の概要は次のとおりである。

#### 1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与と民間企業の従業員の給与とを比較検討するため、平成31年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

#### 2 調査の範囲

##### （1）調査対象事業所

平成31年4月分最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ事業所規模50人以上の神戸市内の民間事業所のうち、宗教、外国公務に分類される事業所を除いた全ての事業所、727事業所を対象とした。

##### （2）調査対象職種

76職種（事務・技術関係職種22職種、その他の職種54職種）

#### 3 調査対象の抽出

##### （1）事業所の抽出

上記2の（1）に記載した事業所を企業規模別、本・支店別に給与水準が同程度の15のグループに層化し、企業規模等に偏りが出ないように、更に給与の比較の対象となる従業員（該当従業員）が各層から同じ割合で抽出されるよう、統計的手法に則って、各層から無作為に190事業所を抽出した。

なお、調査の完結した事業所は、51ページ第9表のとおりである。

## (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、所定の抽出率を用いて抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

## (3) 調査実人員

初任給関係で 675 人（うち事務・技術関係職種 632 人）、4 月分給与関係で 9,386 人（うち事務・技術関係職種 8,359 人）の計 10,061 人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は 55,857 人（うち事務・技術関係職種 46,091 人）である。

## 4 調査事項

### (1) 事業所単位

各種手当の支給状況、特別給（賞与）の支給状況、給与改定状況及び賞与の考課査定割合等

### (2) 従業員単位

4 月の給与月額、初任給額等

## 5 調査結果の集計

総計及び平均の算出に際しては、全て母集団に復元して行った。

第9表 産業分類別、企業規模別調査事業所数

産業分類	企業規模		全規模					
			500人以上	100人以上500人未満	50人以上100人未満			
全産業	173	事業所	84	事業所	64	事業所	25	事業所
建設業	6		3		2		1	
製造業	62		29		23		10	
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	28		15		8		5	
卸売業, 小売業	18		7		10		1	
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業	13		9		4		0	
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	46		21		17		8	

(注) 1 上記の他、調査実施に際し、企業規模・事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4事業所、調査不能の事業所が13事業所あった。  
 2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く)である。

第10表 対応級表

規模 級	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模50人以上100人未満
	8	支店長, 工場長	——
7	部長, 部次長	支店長, 工場長	——
6	課長	部長, 部次長	支店長, 工場長
5	課長代理, 係長	課長	部長, 部次長, 課長
4	係長, 主任	課長代理, 係長	課長代理
3	主任	係長	係長
2	係員	主任	主任
1		係員	係員

(注) 級とは、行政職給料表の職務の級である。



第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等

その1 比較対象職種

(1) 全規模

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成31年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
支 店 長	19	52.1	847,234	1,399	845,835	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)	
	大学卒	14	51.7	878,232	1,673		876,559
	短大卒	2	54.2	791,501	0		791,501
	高校卒	3	52.4	720,890	888		720,002
中学卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	379	52.3	639,074	2,320	636,754	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)	
	大学卒	323	52.2	645,380	2,315		643,065
	短大卒	21	50.8	585,257	404		584,853
	高校卒	35	53.5	611,880	3,571		608,309
中学卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	177	52.1	600,351	9,270	591,081	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専門 職 ○中間職(部長一課長間)	
	大学卒	150	52.2	608,951	8,273		600,678
	短大卒	7	50.9	548,765	12,774		535,991
	高校卒	19	51.3	559,083	15,962		543,121
中学卒	1	*	*	*	*	*	
事 務 課 長	773	49.3	550,659	6,174	544,485	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職	
	大学卒	601	49.0	555,629	5,735		549,894
	短大卒	51	49.4	519,263	6,938		512,325
	高校卒	121	51.3	536,789	8,276		528,513
中学卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 課 長 代 理	445	47.0	511,638	45,407	466,231	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長一係長間)	
	大学卒	322	46.2	515,835	47,570		468,265
	短大卒	38	47.4	461,625	33,651		427,974
	高校卒	84	50.1	513,634	41,203		472,431
中学卒	1	*	*	*	*	*	
事 務 係 長	616	45.5	471,241	56,809	414,432	○係の長又は係長級専門職	
	大学卒	361	43.9	479,671	60,525		419,146
	短大卒	72	46.8	416,106	46,478		369,628
	高校卒	181	49.8	469,774	50,169		419,605
中学卒	2	53.6	484,493	44,751	439,742		
事 務 主 任	650	41.4	394,244	46,349	347,895	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長一係員間)	
	大学卒	409	39.0	393,557	49,366		344,191
	短大卒	87	44.8	379,555	43,695		335,860
	高校卒	151	47.3	405,604	37,319		368,285
中学卒	3	44.3	401,560	65,140	336,420		
事 務 係 員	2,607	37.3	338,395	44,483	293,912		
	大学卒	1,737	35.5	344,532	47,708		296,824
	短大卒	365	41.9	326,233	38,880		287,353
	高校卒	500	41.0	321,990	35,313		286,677
中学卒	5	55.5	410,336	70,214	340,122		

(注) 調査実人員が1人の場合については、平均年齢及び平成31年4月分平均給与支給額の欄を「\*」としている。

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成31年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	<b>工場長</b>	<b>13</b>	<b>53.0</b>	<b>665,220</b>	<b>0</b>	<b>665,220</b>	構成員50人以上の工場長の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	12	52.7	675,383	0	675,383	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
技 術 部	<b>部長</b>	<b>154</b>	<b>53.4</b>	<b>737,575</b>	<b>27</b>	<b>737,548</b>	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	127	53.5	748,928	32	748,896	
	短大卒	16	52.3	678,754	0	678,754	
	高校卒	11	52.8	682,596	0	682,596	
技 術 部 次 長	<b>次長</b>	<b>69</b>	<b>52.5</b>	<b>674,346</b>	<b>155</b>	<b>674,191</b>	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専門 職 ○中間職(部長一課長間)
	大学卒	61	52.4	679,632	176	679,456	
	短大卒	7	52.9	621,084	0	621,084	
	高校卒	1	*	*	*	*	
技 術 課	<b>課長</b>	<b>386</b>	<b>48.2</b>	<b>599,901</b>	<b>6,206</b>	<b>593,695</b>	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	285	47.6	597,912	6,715	591,197	
	短大卒	44	50.4	612,346	449	611,897	
	高校卒	57	49.2	598,742	9,045	589,697	
技 術 課 長 代 理	<b>代理</b>	<b>221</b>	<b>44.3</b>	<b>554,642</b>	<b>34,959</b>	<b>519,683</b>	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長一係長間)
	大学卒	177	43.6	555,676	33,986	521,690	
	短大卒	15	45.2	560,730	42,408	518,322	
	高校卒	29	51.3	536,075	39,466	496,609	
技 術 係	<b>係長</b>	<b>276</b>	<b>46.9</b>	<b>510,699</b>	<b>104,763</b>	<b>405,936</b>	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	140	45.0	508,434	116,418	392,016	
	短大卒	34	46.7	504,205	110,645	393,560	
	高校卒	96	49.7	512,549	85,569	426,980	
技 術 主 任	<b>主任</b>	<b>266</b>	<b>41.1</b>	<b>421,620</b>	<b>87,832</b>	<b>333,788</b>	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長一係員間)
	大学卒	109	40.4	424,213	90,018	334,195	
	短大卒	37	42.8	393,080	82,042	311,038	
	高校卒	117	41.1	425,056	86,408	338,648	
技 術 係 員	<b>係員</b>	<b>1,308</b>	<b>39.1</b>	<b>386,971</b>	<b>62,057</b>	<b>324,914</b>	
	大学卒	611	38.3	412,653	69,370	343,283	
	短大卒	120	39.4	383,108	62,176	320,932	
	高校卒	570	39.7	367,531	56,331	311,200	
中 学 卒	7	45.3	351,547	53,501	298,046		

## (2) 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成31年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	<b>支 店 長</b>	<b>18</b>	<b>52.0</b>	<b>855,171</b>	<b>1,474</b>	<b>853,697</b>	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	14	51.7	878,232	1,673	876,559	
	短 大 卒	2	54.2	791,501	0	791,501	
	高 校 卒	2	51.5	732,400	1,377	731,023	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務	<b>事 務 部 長</b>	<b>218</b>	<b>51.4</b>	<b>682,435</b>	<b>3,778</b>	<b>678,657</b>	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	195	51.4	682,791	3,566	679,225	
	短 大 卒	7	49.5	683,042	1,099	681,943	
	高 校 卒	16	52.1	677,335	8,000	669,335	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	<b>事 務 部 次 長</b>	<b>124</b>	<b>52.3</b>	<b>620,143</b>	<b>12,437</b>	<b>607,706</b>	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級專 門職 ○中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	107	52.5	627,610	10,635	616,975	
	短 大 卒	5	52.9	565,978	17,591	548,387	
	高 校 卒	12	50.6	580,825	25,339	555,486	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関	<b>事 務 課 長</b>	<b>505</b>	<b>49.7</b>	<b>578,997</b>	<b>7,586</b>	<b>571,411</b>	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	418	49.4	577,006	6,936	570,070	
	短 大 卒	21	51.1	582,710	8,695	574,015	
	高 校 卒	66	51.7	592,570	12,055	580,515	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関	<b>事 務 課 長 代 理</b>	<b>305</b>	<b>47.3</b>	<b>534,175</b>	<b>48,026</b>	<b>486,149</b>	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	228	46.5	533,427	50,608	482,819	
	短 大 卒	11	46.5	511,511	20,813	490,698	
	高 校 卒	65	50.9	541,411	42,969	498,442	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
係	<b>事 務 係 長</b>	<b>400</b>	<b>45.8</b>	<b>493,064</b>	<b>63,742</b>	<b>429,322</b>	○係の長又は係長級専門職
	大 学 卒	243	44.0	495,854	68,310	427,544	
	短 大 卒	25	47.5	443,531	45,418	398,113	
	高 校 卒	131	51.3	496,413	53,729	442,684	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
職	<b>事 務 主 任</b>	<b>376</b>	<b>41.3</b>	<b>404,572</b>	<b>52,029</b>	<b>352,543</b>	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	231	39.0	405,281	56,192	349,089	
	短 大 卒	43	45.4	400,140	51,749	348,391	
	高 校 卒	102	47.1	404,420	37,123	367,297	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	<b>事 務 係 員</b>	<b>1,459</b>	<b>36.4</b>	<b>355,533</b>	<b>50,474</b>	<b>305,059</b>	
	大 学 卒	992	34.7	359,993	54,018	305,975	
	短 大 卒	175	40.8	339,645	43,953	295,692	
	高 校 卒	288	40.4	347,098	39,666	307,432	
	中 学 卒	4	55.4	410,747	83,953	326,794	

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成31年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	<b>工場長</b>	<b>11</b>	<b>54.1</b>	<b>699,864</b>	<b>0</b>	<b>699,864</b>	構成員50人以上の工場長の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	10	53.9	715,257	0	715,257	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
技 術	<b>技術部長</b>	<b>141</b>	<b>53.6</b>	<b>750,334</b>	<b>29</b>	<b>750,305</b>	○構成員20人又は2課以上の部相当の組織の長(取締役兼任者を除く) ○職責が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	116	53.8	760,881	35	760,846	
	短大卒	15	52.2	692,449	0	692,449	
	高校卒	10	52.6	704,068	0	704,068	
技 術 関	<b>技術部次長</b>	<b>61</b>	<b>52.6</b>	<b>692,685</b>	<b>172</b>	<b>692,513</b>	○前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ○中間職(部長一課長間)
	大学卒	55	52.6	694,507	192	694,315	
	短大卒	5	52.7	668,952	0	668,952	
	高校卒	1	*	*	*	*	
技 術 種	<b>技術課長</b>	<b>348</b>	<b>48.3</b>	<b>611,019</b>	<b>6,357</b>	<b>604,662</b>	○構成員10人又は2係以上の課相当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	256	47.7	609,502	7,046	602,456	
	短大卒	41	50.5	619,794	269	619,525	
	高校卒	51	49.1	610,566	8,740	601,826	
技 術 種	<b>技術課長代理</b>	<b>219</b>	<b>44.2</b>	<b>554,933</b>	<b>35,080</b>	<b>519,853</b>	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長一係長間)
	大学卒	175	43.6	556,019	34,123	521,896	
	短大卒	15	45.2	560,730	42,408	518,322	
	高校卒	29	51.3	536,075	39,466	496,609	
技 術 種	<b>技術係長</b>	<b>239</b>	<b>47.2</b>	<b>518,085</b>	<b>107,235</b>	<b>410,850</b>	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	111	45.3	519,584	122,826	396,758	
	短大卒	32	46.6	504,962	110,351	394,611	
	高校卒	90	49.8	517,474	85,992	431,482	
技 術 種	<b>技術主任</b>	<b>223</b>	<b>41.0</b>	<b>430,345</b>	<b>90,078</b>	<b>340,267</b>	○係長のいる事業所において主任の職名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる主任 ○中間職(係長一係員間)
	大学卒	85	40.6	437,502	94,085	343,417	
	短大卒	27	41.8	402,953	82,973	319,980	
	高校卒	108	40.9	429,940	87,772	342,168	
技 術 種	<b>技術係員</b>	<b>1,039</b>	<b>39.3</b>	<b>390,658</b>	<b>61,887</b>	<b>328,771</b>	
	大学卒	434	38.4	421,315	69,890	351,425	
	短大卒	90	39.5	391,584	63,413	328,171	
	高校卒	509	39.8	369,081	56,081	313,000	
中 学 卒	6	44.8	350,960	52,221	298,739		

## (3) 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成31年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	<b>支 店 長</b>	<b>1</b>	<b>*</b>	<b>*</b>	<b>*</b>	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-		
	高 校 卒	1	*	*	*		
事 務 部	<b>事 務 部 長</b>	<b>146</b>	<b>53.6</b>	<b>587,430</b>	<b>134</b>	<b>587,296</b>	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	117	53.7	595,040	168	594,872	
	短 大 卒	11	51.0	534,501	0	534,501	
	高 校 卒	18	54.3	570,415	0	570,415	
事 務 部 次 長	<b>事 務 部 次 長</b>	<b>47</b>	<b>52.0</b>	<b>571,164</b>	<b>1,995</b>	<b>569,169</b>	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認 められる部の次長及び部次長級專 門職 ○中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	39	51.7	579,062	2,404	576,658	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	6	51.6	529,655	0	529,655	
技 術	<b>事 務 課 長</b>	<b>255</b>	<b>48.6</b>	<b>486,509</b>	<b>2,165</b>	<b>484,344</b>	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	176	47.8	493,734	1,358	492,376	
	短 大 卒	25	49.0	474,697	4,350	470,347	
	高 校 卒	54	50.9	469,492	3,688	465,804	
関 係	<b>事 務 課 長 代 理</b>	<b>132</b>	<b>46.0</b>	<b>448,599</b>	<b>35,437</b>	<b>413,162</b>	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認め られる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	90	45.4	459,429	35,840	423,589	
	短 大 卒	27	48.0	431,525	41,396	390,129	
	高 校 卒	15	46.6	410,765	23,559	387,206	
係	<b>事 務 係 長</b>	<b>198</b>	<b>45.3</b>	<b>414,647</b>	<b>37,966</b>	<b>376,681</b>	○係の長又は係長級専門職
	大 学 卒	108	44.3	423,801	31,870	391,931	
	短 大 卒	46	46.1	394,332	45,413	348,919	
	高 校 卒	43	46.6	411,723	44,648	367,075	
職	<b>事 務 主 任</b>	<b>239</b>	<b>42.3</b>	<b>380,360</b>	<b>36,809</b>	<b>343,551</b>	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	153	39.7	373,512	35,234	338,278	
	短 大 卒	39	44.6	358,141	36,805	321,336	
	高 校 卒	44	48.2	415,743	39,870	375,873	
種	<b>事 務 係 員</b>	<b>983</b>	<b>38.3</b>	<b>312,367</b>	<b>34,775</b>	<b>277,592</b>	
	大 学 卒	666	36.7	316,759	35,403	281,356	
	短 大 卒	165	43.0	314,288	33,589	280,699	
	高 校 卒	152	40.7	286,743	32,973	253,770	

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成31年4月 平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	<b>工場長</b>	<b>2</b>	<b>47.5</b>	<b>496,491</b>	<b>0</b>	<b>496,491</b>	構成員50人以上の工場長の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	2	47.5	496,491	0	496,491	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
.	<b>技術部長</b>	<b>12</b>	<b>51.4</b>	<b>588,972</b>	<b>0</b>	<b>588,972</b>	○構成員20人又は2課以上の部相当の組織の長(取締役兼任者を除く) ○職責が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	10	50.7	613,998	0	613,998	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	1	*	*	*	*	
技 術 関	<b>技術部次長</b>	<b>6</b>	<b>49.5</b>	<b>518,003</b>	<b>0</b>	<b>518,003</b>	○前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ○中間職(部長一課長間)
	大学卒	5	49.6	519,103	0	519,103	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 係	<b>技術課長</b>	<b>35</b>	<b>46.2</b>	<b>452,680</b>	<b>4,526</b>	<b>448,154</b>	○構成員10人又は2係以上の課相当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	28	45.7	449,219	2,526	446,693	
	短大卒	2	47.4	451,742	6,584	445,158	
	高校卒	5	48.7	472,122	14,699	457,423	
技 術 係	<b>技術課長代理</b>	<b>2</b>	<b>53.5</b>	<b>470,750</b>	<b>0</b>	<b>470,750</b>	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長一係長間)
	大学卒	2	53.5	470,750	0	470,750	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 係	<b>技術係長</b>	<b>25</b>	<b>42.6</b>	<b>434,931</b>	<b>93,465</b>	<b>341,466</b>	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	20	41.2	432,176	92,459	339,717	
	短大卒	2	51.5	485,292	117,997	367,295	
	高校卒	3	45.7	419,858	83,861	335,997	
技 術 係	<b>技術主任</b>	<b>32</b>	<b>40.8</b>	<b>350,492</b>	<b>70,068</b>	<b>280,424</b>	○係長のいる事業所において主任の職名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる主任 ○中間職(係長一係員間)
	大学卒	20	39.0	361,698	73,655	288,043	
	短大卒	6	44.1	350,126	76,446	273,680	
	高校卒	6	43.5	312,824	51,486	261,338	
技 術 係	<b>技術係員</b>	<b>196</b>	<b>36.2</b>	<b>333,490</b>	<b>61,717</b>	<b>271,773</b>	
	大学卒	129	36.5	344,588	62,689	281,899	
	短大卒	25	40.7	324,643	52,191	272,452	
	高校卒	42	32.1	298,376	64,564	233,812	

(4) 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成31年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) - (B)		
事 務	支 店 長	-	-	-	-	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-		
事 務 部	事 務 部 長	15	53.8	465,443	762	464,681	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	11	53.4	464,131	1,039	463,092	
	短 大 卒	3	53.7	507,067	0	507,067	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	6	50.0	429,858	4,515	425,343	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専門 職 ○中間職 (部長一課長間)
	大 学 卒	4	50.0	419,787	6,772	413,015	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
技 術 関	事 務 課 長	13	44.5	436,084	16,392	419,692	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	7	46.7	465,186	23,000	442,186	
	短 大 卒	5	41.8	404,198	10,418	393,780	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
事 務 課 長 代 理	事 務 課 長 代 理	8	47.4	435,930	80,339	355,591	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職 (課長一係長間)
	大 学 卒	4	43.8	453,626	82,776	370,850	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	4	51.0	418,234	77,903	340,331	
事 務 係 長	事 務 係 長	18	40.9	377,786	36,895	340,891	○係の長又は係長級専門職
	大 学 卒	10	39.1	397,058	40,694	356,364	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	7	42.3	334,252	17,909	316,343	
事 務 主 任	事 務 主 任	35	36.4	323,751	22,312	301,439	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職 (係長一係員間)
	大 学 卒	25	35.3	329,671	28,668	301,003	
	短 大 卒	5	38.4	301,192	282	300,910	
	高 校 卒	5	40.2	316,714	12,566	304,148	
事 務 係 員	事 務 係 員	165	42.9	276,054	27,132	248,922	
	大 学 卒	79	39.8	298,878	39,756	259,122	
	短 大 卒	25	46.1	267,801	23,648	244,153	
	高 校 卒	60	45.3	250,420	13,705	236,715	
中 学 卒	1	*	*	*	*		

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成31年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) - (B)		
事 務	工場長	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く)	
	大学卒	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-		
技 術 部	部長	1	*	*	*	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)	
	大学卒	1	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	次長	2	56.5	473,090	0	473,090	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専門 職 ○中間職 (部長―課長間)
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 課	課長	3	48.7	437,800	0	437,800	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	1	*	*	*	*	
技 術 課 長 代 理	代理	-	-	-	-	-	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職 (課長―係長間)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 係	係長	12	47.8	459,012	56,949	402,063	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	9	47.0	477,709	52,698	425,011	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	50.0	402,923	69,701	333,222	
技 術 主 任	主任	11	45.1	375,227	74,227	301,000	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職 (係長―係員間)
	大学卒	4	41.3	391,775	65,475	326,300	
	短大卒	4	49.8	371,972	82,472	289,500	
	高校卒	3	44.0	357,503	74,903	282,600	
技 術 係 員	係員	73	41.4	374,398	72,020	302,378	
	大学卒	48	41.3	386,119	77,128	308,991	
	短大卒	5	29.6	298,114	58,990	239,124	
	高校卒	19	43.4	366,331	62,901	303,430	
中 学 卒	1	*	*	*	*		



その2 比較対象外職種  
全規模

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成31年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A)-(B)		
関 係 職 種 務	電 話 交 換 手	-	-	-	-	外国語の電話交換手及び見習は除く 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く	
	自 家 用 乗 用 車 運 転 手	5	53.6	503,889	106,416		397,473
	守 衛	2	47.6	414,882	75,085		339,797
	用 務 員	8	58.0	259,186	4,847		254,339
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	1	*	*	*	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部 (課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長, 研 究部(課)長, 研究室(係)長を除く)	
	研 究 部 ( 課 ) 長	46	50.9	607,034	16		607,018
	研 究 室 ( 係 ) 長	1	*	*	*		*
	主 任 研 究 員	35	47.5	584,952	749		584,203
	研 究 員	107	37.7	390,341	12,539		377,802
	研 究 補 助 員	-	-	-	-		-
医 療 関 係 職 種	病 院 長	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務 代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上	
	副 院 長	2	56.0	1,007,000	3,000		1,004,000
	医 科 長	30	44.7	1,026,303	244,695		781,608
	医 科 医 師	24	32.9	911,045	329,201		581,844
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-	
	薬 局 長	2	51.0	462,371	46,087	416,284	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	30	36.5	385,719	76,350	309,369	
	診 療 放 射 線 技 師	39	43.1	434,292	84,813	349,479	
	臨 床 検 査 技 師	37	44.1	386,483	55,831	330,652	
	栄 養 士	19	33.1	258,111	19,803	238,308	
	理 学 療 法 士	83	30.7	292,958	32,515	260,443	
	作 業 療 法 士	47	31.2	287,162	31,278	255,884	
	総 看 護 師 長	4	57.5	526,630	15,759	510,871	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師 長	34	50.4	500,520	85,964	414,556	
看 護 師	179	43.1	412,331	80,865	331,466		
准 看 護 師	52	49.1	325,112	66,187	258,925		
教 育 関 係 職 種	大 学 長 ・ 副 学 長 ・ 長 部 長	8	61.1	756,469	0	756,469	
	教 授	50	55.9	616,365	0	616,365	
	准 教 授	44	47.7	510,723	0	510,723	
	講 師	30	46.9	472,928	0	472,928	
	助 教	15	37.5	373,036	0	373,036	
	高 校 長	1	*	*	*	*	
	教 頭	4	55.3	605,604	36,337	569,267	
校 教 諭	64	46.9	473,185	9,609	463,576		
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	9	58.7	576,766	98,356	478,410	
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	4	40.5	608,656	202,444	406,212	
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	8	33.0	389,284	62,635	326,649	
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	3	22.0	363,565	60,968	302,597	
	運 航 士	-	-	-	-	-	
	甲 板 長 ・ 操 機 長	-	-	-	-	-	
	甲 板 手 ・ 操 機 手	-	-	-	-	-	
甲 板 員 ・ 機 関 員	-	-	-	-	-		

第12表 民間における学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

		大学卒	短大・高専卒	高校卒
全規模	計	202,279	181,942	166,087
	500人以上	206,955	183,389	168,715
	100人以上 500人未満	196,067	178,704	161,348
	50人以上 100人未満	199,476	182,260	165,273

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、神戸市内の事業所について平均したものである。

2 職員の場合、現行の地域手当を含む初任給月額、大学卒 206,080円、短大卒 182,224円、高校卒 169,904円である。

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学歴	企業規模	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
				計	49.9	41.1	
大学卒	500人以上	47.4	50.2	49.8	0.0	52.6	
	100人以上 500人未満	57.6	28.7	65.7	5.6	42.4	
	50人以上 100人未満	31.6	32.3	67.7	0.0	68.4	
	計	27.6	41.3	58.7	0.0	72.4	
高校卒	500人以上	31.5	41.3	58.7	0.0	68.5	
	100人以上 500人未満	23.6	44.5	55.5	0.0	76.4	
	50人以上 100人未満	10.7	0.0	100.0	0.0	89.3	
	計						

(注) 初任給の改定状況の「増額」「据置き」「減額」はそれぞれ、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における昇給制度の状況

(単位:%)

役職段階	企業規模	項目				昇給制度なし
		昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	計	92.9	45.7	78.9	49.3	7.1
	500人以上	89.1	36.7	87.1	56.6	10.9
	100人以上 500人未満	96.4	55.3	69.1	52.4	3.6
	50人以上 100人未満	95.7	49.5	78.7	17.3	4.3
課長級	計	89.9	42.3	73.8	46.8	10.1
	500人以上	84.9	30.0	79.1	54.2	15.1
	100人以上 500人未満	92.3	52.9	64.9	47.5	7.7
	50人以上 100人未満	100.0	54.2	81.5	19.0	0.0

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第15表 民間におけるベース改定の実施状況

(単位:%)

役職段階	企業規模	項目			
		ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベア慣行なし
係員	計	32.3	16.0	0.5	51.2
	500人以上	39.2	23.8	1.1	35.9
	100人以上 500人未満	29.3	10.4	0.0	60.3
	50人以上 100人未満	15.2	3.4	0.0	81.4
課長級	計	26.6	18.2	0.6	54.6
	500人以上	26.7	28.1	1.2	44.0
	100人以上 500人未満	29.3	10.4	0.0	60.3
	50人以上 100人未満	17.0	3.8	0.0	79.2

第16表 民間における扶養（家族）手当の支給状況

(単位:円)

扶養家族の構成	支給月額	
	令和元年度	平成30年度
配偶者	12,582	13,766
配偶者と子1人	18,327	19,800
配偶者と子2人	23,925	25,741

- (注) 1 民間の支給月額は、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象として算出した。  
 2 家族手当を支給する民間の事業所の割合は、調査を実施した全事業所の69.3%であった。  
 3 職員の場合、扶養手当の現行支給額は、配偶者については8,000円、子については1人につき11,000円、父母等については1人につき6,500円である。  
 なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該1人につき5,000円が加算される。

第17表 民間における住居（住宅）手当の支給状況

(単位:%)

支給の有無	事業所割合	
	令和元年度	平成30年度
支給	52.7	52.1
借家・借間居住者に支給	98.9	100.0
自宅居住者に支給	76.1	82.9
社宅居住者に支給	11.8	13.6
非支給	47.3	47.9
住居手当の1人当たりの平均支給額	7,498 円	7,634 円

- (注) 1 住居の区分毎の手当を支給する事業所割合は、住居手当を支給する事業所を対象として算出した。  
 2 職員の場合、住居手当の1人当たりの平均支給額は5,355円である。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

企業規模	項目	係員		課長級		部長級	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
全規模	計	47.3	52.7	40.6	59.4	38.6	61.4
	500人以上	49.9	50.1	36.6	63.4	35.5	64.5
	100人以上 500人未満	45.7	54.3	44.2	55.8	41.3	58.7
	50人以上 100人未満	43.1	56.9	42.7	57.3	40.9	59.1

# 第3部 労働経済指標

## 第19表 労働経済指標

年月	項目	①	③		④		⑤				⑥			
		実質国内総生産	有効求人倍率		完全失業率		きまって支給する給与 (調査産業計)				所定内給与 (調査産業計)			
		全国	全国	兵庫県	全国	兵庫県	全国		兵庫県		全国			
		前年度比・前期比 (%)	季節調整値	季節調整値	季節調整値	モデル推計値	指数 (H27=100)	前年度比・前年同月比 (%)	指数 (H27=100)	前年比・前年同月比 (%)	調査産業計	一般労働者	前年度比・前年同月比 (%)	
平成29年度		1.9	1.3	※1.54	※1.32	2.7	*2.7	101.1	0.4	*102.4	1.0	101.3	0.6	0.5
平成30年度		0.7	0.5	※1.62	※1.45	2.4	*2.6	101.7	0.6	*106.9	4.5	101.9	0.6	0.6
平成30年4月			0.5	1.60	1.40	2.5		102.6	0.2	108.0	4.2	102.6	0.3	0.4
5月	0.6		0.6	1.61	1.40	2.3	2.5	101.2	0.8	107.1	5.1	101.6	0.8	0.8
6月			0.5	1.61	1.43	2.5		102.0	0.8	107.8	5.5	102.3	0.6	0.5
7月			0.2	1.62	1.45	2.5		101.9	0.8	106.7	5.1	102.2	0.6	0.6
8月	△0.6		0.3	1.63	1.45	2.4	2.6	101.6	1.1	106.8	5.1	102.0	1.1	0.7
9月			0.1	1.63	1.47	2.4		101.6	0.5	107.5	4.6	102.2	0.6	0.5
10月			0.1	1.62	1.47	2.4		102.5	1.1	108.0	4.7	102.6	1.1	1.0
11月	0.5		0.1	1.63	1.47	2.5	2.5	102.7	1.4	107.2	4.3	102.5	1.3	1.1
12月			0.1	1.63	1.47	2.4		102.3	0.9	107.8	4.5	102.2	1.0	0.8
平成31年1月			1.3	1.63	1.45	2.5		100.3	0.0	107.5	2.8	100.6	△0.1	0.4
2月	0.7		1.2	1.63	1.45	2.3	2.5	100.6	0.3	105.3	0.3	100.8	0.2	0.6
3月			1.1	1.63	1.46	2.5		101.5	△0.1	107.3	1.4	101.5	△0.2	0.3
4月			1.1	1.63	1.44	2.4		102.9	0.3	108.0	0.0	102.9	0.3	0.8
令和元年5月	0.4		0.8	1.62	1.44	2.4	2.5	101.3	0.1	107.0	△0.1	101.5	△0.1	0.2
6月			1.0	1.61	1.43	2.3		102.3	0.3	106.8	△1.0	102.6	0.3	0.7
資料出所	内閣府	厚生労働省			総務省・兵庫県		厚生労働省・兵庫県							

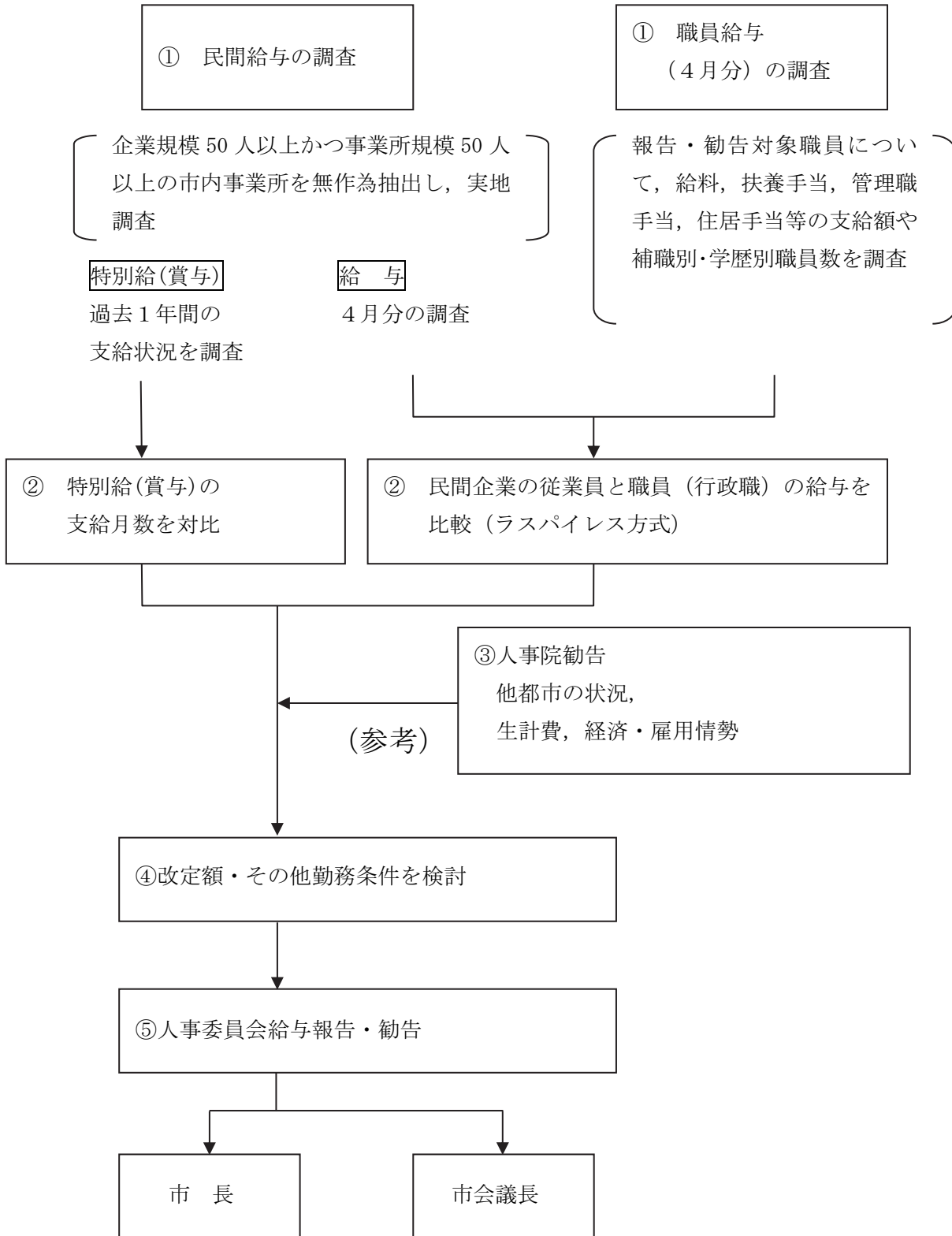
(注) 1 ①は平成23年基準, ②, ⑤, ⑥, ⑩, ⑪は平成27年基準である。  
 2 ②, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧は事業所規模30人以上の数値である。  
 3 ③の値のうち, ※の付された数値は, 実数である。  
 4 ④の兵庫県の数値は, 労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値である。

⑥ 所定内給与 (調査産業計)		⑦ 総実労働 時間数		⑧ 所定外労働 時間数		⑨ 消 費 支 出 (名 目)				⑩ 消費者物価指数 (総合)		⑪ 国内企業 物価指数
兵 庫 県		(調査 産業計) (全国)		(調査 産業計) (全国)		全 国		神 戸 市		全 国	神 戸 市	全 国
調査産業計		(時間)		(時間)		二人以上の世帯	二人以上の世帯の うち勤労者世帯	二人以上 の世帯	うち勤労 者世帯	全 国	神 戸 市	全 国
指数 (H27=100)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(時間)		(千円)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(千円)	(千円)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)
*102.4	0.8	147.8	12.6	*283.0	*0.3	313.0	1.2	*235.2	*245.7	0.7	0.6	2.7
*105.9	3.5	146.8	12.5	*287.3	*1.5	318.3	1.7	*281.0	*311.5	0.7	0.4	2.2
106.9	3.4	150.8	13.0	294.4	△0.5	335.0	1.5	311.7	407.3	0.6	0.6	2.2
106.5	4.2	146.5	12.4	281.3	△0.6	312.4	△0.9	250.1	260.0	0.7	0.8	2.7
106.8	4.1	152.5	12.4	267.6	△0.4	292.0	△1.6	235.7	260.2	0.7	0.4	2.8
105.6	3.5	150.8	12.4	283.4	1.5	310.0	0.4	293.8	277.5	0.9	0.2	3.1
106.0	3.8	145.9	11.8	292.5	4.3	319.9	6.1	268.3	291.5	1.3	0.6	3.1
106.6	3.4	143.3	12.2	271.3	0.9	302.7	2.5	280.1	307.4	1.2	0.6	3.0
106.5	3.4	150.2	12.9	290.4	2.7	315.4	0.5	316.7	343.8	1.4	1.2	3.0
106.1	3.5	153.6	13.1	281.0	1.3	303.5	0.8	265.9	305.9	0.8	0.5	2.3
106.2	3.6	145.9	12.8	329.3	2.2	351.0	△0.3	313.0	308.8	0.3	△0.1	1.4
107.0	3.1	136.6	12.1	296.4	2.3	325.8	2.6	296.2	317.5	0.2	△0.1	0.6
104.6	0.4	142.1	12.5	271.2	2.1	302.8	4.7	218.6	258.5	0.2	0.1	0.9
106.6	1.5	144.1	12.8	309.3	2.7	348.9	4.2	285.8	366.4	0.5	0.3	1.3
107.1	0.2	148.7	13.1	301.1	2.3	337.2	0.7	256.3	285.2	0.9	0.5	1.2
106.5	0.0	141.4	12.4	300.9	7.0	332.3	6.4	271.3	306.6	0.7	0.5	0.6
106.3	△0.5	147.4	12.3	276.9	3.5	308.4	5.5	285.5	334.2	0.7	0.8	△0.1
兵 庫 県		厚生労働省		総 務 省 ・ 兵 庫 県								日本銀行

5 ④, ⑤, ⑥, ⑨の平成29年度, 30年度の欄のうち, \*の付された数値は, それぞれ平成29暦年, 30暦年の数値である。

6 ⑨は, 農林漁家世帯を含む数値である。

(参考) 給与報告・勧告の手順



## 民間給与との比較方法〈ラスパイレス方式〉

本市職員の給与と市内民間企業の従業員の給与を比較する際には、本市職員にあっては行政職（事務・技術職）、民間企業の従業員にあってはこれに相当する事務・技術関係職種に該当する者の4月分の給与月額を用いている。

民間企業の従業員の給与月額については、給与改定の有無やベースアップの中止、ベースダウン、定期昇給の停止、賃金カットなどの給与抑制措置の実施状況のいかんにかかわらず、調査で得られた全てのデータを用いており、これを責任の度合（役職）、年齢、学歴別に区分して、本市職員の人員構成に置き換えた形で算出している。

（なお、対応関係については、51 ページ第10表を参照）

この方法（ラスパイレス方式）は、給与水準を比較する際の基礎的な条件（役職別、年齢別及び学歴別の人員構成等）を統一させて比較するものであり、条件の相違を一切考慮しない単純平均で比較する場合に比べて、より精確に給与水準の実態を反映したものとなっていることから、現在では全国統一の手法として広く定着しているところである。

なお、新規採用者については別途調査を行っているので、双方とも本年4月の新規採用者を除いて比較している。





リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



United Nations  
Educational, Scientific and  
Cultural Organization

City of Design  
KOBETW

Member of the UNESCO  
Creative Cities Network  
since 2008